

青森市障がい者計画(案)

相互に人格と個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現を目指して

平成28年3月

青森市

白 紙

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の推進	4
5 青森市新総合計画後期基本計画との関連図	5
第2章 障がい者福祉の現状	6
1 障がいのあるかたを取り巻く環境	6
2 障がい者数の推移	11
(1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況	11
(2) 障がい別手帳交付状況	12
(3) 年齢別手帳交付状況	13
(4) 身体障害者手帳の交付状況（等級）	14
(5) 身体障害者手帳の交付状況（障がい種別）	15
(6) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況	16
(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	17
(8) 障害支援区分別認定者数	18
(9) 障害福祉サービス利用者数の推移	19
(10) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移	20
(11) 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移	22
3 アンケート調査	23
(1) アンケート調査の概要	23
(2) アンケート調査の結果（抜粋）	25

第3章 計画の基本方向	39
1 基本理念	39
2 基本方向（施策の方向）	40
3 施策の体系図	42

第2部 各論

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成	43
第2章 障がい者の地域生活支援の充実	47
第3章 障がい者の自立した生活の確保	54
第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保	61

資料編

1 目標とする指標一覧	67
2 策定経過	69
3 策定体制	70
4 用語解説	76

用語の表記について

「障害」の「害」の字について、本市では、「害」の字の否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障がいのあるかたの人権をより尊重するという観点から、2014年（平成26年）4月より法律名や法令用語、固有名詞等を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字をひらがなで表記しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1部 総論

白 紙

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

市では、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成25年6月、「青森市障害者計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

この間、国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定（平成28年4月1日施行）され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など障がい者に対する差別の解消に向けた取組が進められています。

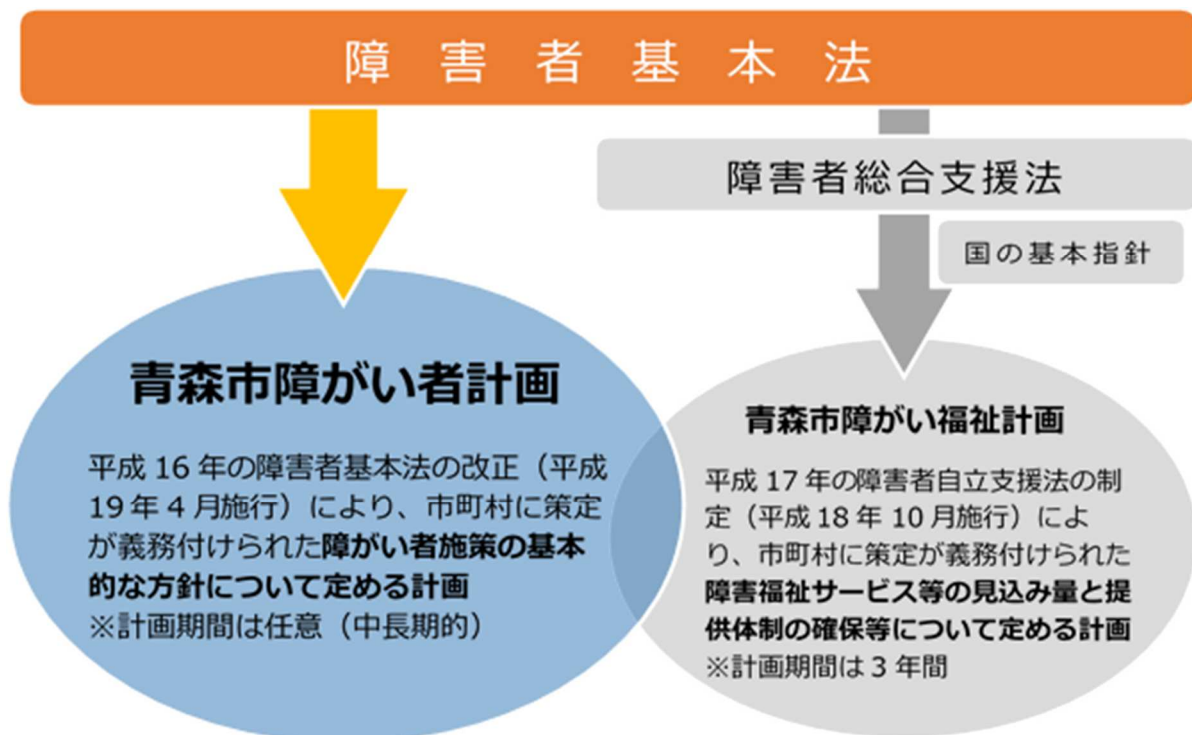
また、雇用の分野においては、平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正（平成28年4月1日施行）され、障害者差別解消法と同様の取組が進められていることや、法定雇用率の算定対象として精神障がい者が加えられること（平成30年4月1日施行）などから、障がい者の労働環境の改善や雇用の場の確保が期待されています。

平成23年の「障害者基本法」の改正に始まり、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、上記「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」などといった国内法制度の整備を受け、平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が締結され、障がいのあるかたの身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利など、障がいのあるかたの権利の実現に向けた取組が一層強化されることとなりました。

このように、障がいのあるかたを取り巻く環境が大きく変化する中であって、本市におけるこれまでの障がい者施策の状況や様々な課題を踏まえ、障がいのあるかたが、自ら望む自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を目指し、「(仮称)青森市障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいのあるかたのための施策に関する基本的な計画であり、「青森市新総合計画 一元気都市あおもり 市民ビジョンー後期基本計画」に掲げる施策である「障がい者の地域生活支援の充実」及び「障がい者の自立した生活の確保」の施策を推進するための分野別計画として位置付けるとともに、同じく分野別計画に位置付けられている「(仮称)青森市地域福祉計画」や「(仮称)青森市子ども総合計画」などと相互に連携しながら障がい者施策を総合的に推進するための計画とします。



3 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
市	青森市総合計画 H18～H22					青森市新総合計画 前期基本計画 H23～H27					青森市新総合計画 後期基本計画 H28～H32				
	青森市障害者計画 H19～H24					青森市障害者計画 H25～H27					青森市障がい者計画 H28～H32				
	青森市障害福祉計画 第1期計画 H18～H20		青森市障害福祉計画 第2期計画 H21～H23		青森市障害福祉計画 第3期計画 H24～H26		青森市障害福祉計画 第4期計画 H27～H29								
国	障害者基本計画 H15～H24					障害者基本計画（第3次） H25～H29									
県	新青森県障害者計画 H15～H24					第3次青森県障害者計画 H25～H34									



4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

(1) 当事者ニーズの把握と反映

当事者である障がいのあるかたや家族などのニーズを把握する機会や場を設け、当事者のニーズを反映したより効果的な障がい者施策を進めていきます。

(2) 地域や関係機関等との連携

障がいのあるかたの地域生活への支援や就労支援、障がいへの理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者、障がい者団体等との連携を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関と連携を強化し、障がい者施策の総合的な推進を図ります。

(3) 「青森市障がい福祉計画第4期計画」等との連携

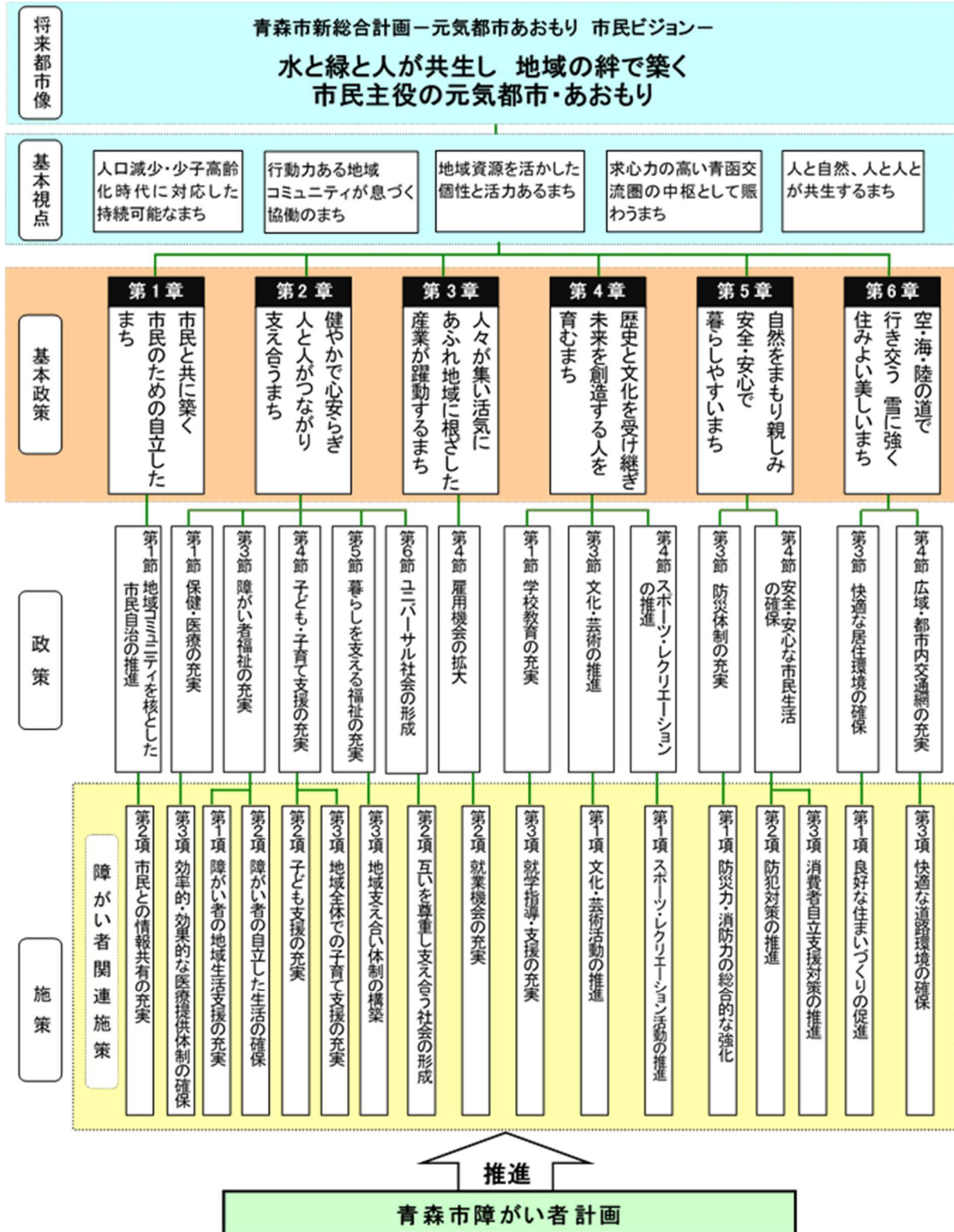
本計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保等について定めた「青森市障がい福祉計画第4期計画」と連携を図るほか、「(仮称)青森市地域福祉計画」、「(仮称)青森市子ども総合計画」など、障がいのあるかたに関連する他の分野別計画との連携を図りながら取り組んでいくこととします。

(4) 施策の評価・検証等

「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的に計画の進捗状況の評価及び検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

5 青森市新総合計画後期基本計画との関連図

本計画は、青森市総合計画における「障がい者福祉」に関する施策を総合的に進めるための計画です。



第2章 障がい者福祉の現状

1 障がいのあるかたを取り巻く環境

(1) 世界の動き

- 国連障害者の十年（1983年～1992年）
国連障害者に関する世界行動計画を推進。
- アジア太平洋障害者の十年（1993年～2002年）
平成4（1992）年、国連障害者の十年の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連障害者に関する世界行動計画の更なる推進を国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会が決議。
- 第二次アジア太平洋障害者の十年（2003年～2012年）
平成14（2002）年、我が国の主唱により、アジア太平洋障害者の十年を更に10年延長し、次期10年の行動課題として「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（Biwako Millennium Framework : BMF）を採択。
- 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
平成18（2006）年12月13日、第61回国連総会本会議において採択。条約は、平成20（2008）年5月3日発効。我が国は平成19（2007）年9月28日、条約に署名。障がい者の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定。

(2) 国の制度改革等と本市の動き

○ 平成18年10月

「障害者自立支援法」全面施行。身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化。就労支援の強化や地域移行の推進を図るほか、利用者がサービス量や所得に応じ原則1割の費用を負担。

○ 平成18年12月

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行。いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法の2つの法律を統合、拡充。

○ 平成19年3月

「青森市障害者福祉計画」策定（計画期間：平成19年度～平成22年度（延長））。

○ 平成19年4月

- ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。市町村障害者計画の策定義務化。
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」施行。従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校[※]の制度に転換するほか、すべての学校において、障がいのある児童生徒の支援をさらに充実するなど、特別支援教育の一層の推進。

○ 平成19年9月

「障害者権利条約」に署名。障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由を確保し促進するための措置等。

○ 平成19年12月

重点実施5か年計画決定（障害者施策推進本部 計画期間：平成20年度～平成24年度）。

※ **特別支援学校**：学校教育法に基づき、比較的重度の障害のある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校のこと。

- 平成 20 年 9 月
「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）施行。障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行・普及の促進等。
- 平成 21 年 3 月
「新青森県障害者計画」改定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度）。
- 平成 22 年 7 月
「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行。障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、短時間労働者の雇用義務化。
- 平成 23 年 2 月
「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」策定（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）。
- 平成 23 年 8 月
「障害者基本法の一部を改正する法律」施行。障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加。
- 平成 23 年 10 月
「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」一部施行。グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がいのあるかたの移動を支援するサービスの創設（同行援護）。
- 平成 24 年 3 月
「青森市障害福祉計画第 3 期計画」策定（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）。

- 平成 24 年 4 月
 - ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」本格施行。地域移行・地域定着支援の個別給付化やサービス等利用計画^{※1}作成の対象者の拡大などによる相談支援の充実、障害児通所支援^{※2}の見直しなどによる障害児支援の強化等。
 - ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権一括法）施行。障害福祉サービス^{※3}事業者等の指定等の事務が、都道府県から中核市に移譲。
- 平成 24 年 10 月
 - 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行。虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援等。
- 平成 25 年 3 月
 - 「第3次青森県障害者計画」策定（計画期間：平成 25 年度～平成 34 年度）。
- 平成 25 年 4 月
 - ・「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか地域主権一括法関連条例 5 件施行。これまで国が設定していた障害福祉サービス等に係る各種基準について、地方公共団体が条例により設定し運用。

※1 サービス等利用計画：障害のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する方について、指定特定相談支援事業者が作成する利用計画のこと。障害のある子どもについても、同様に利用計画を作成する。

※2 障害児通所支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のこと。都道府県と市町村が実施していた障害のある子どもへの通所サービスについて、平成 24 年 4 月から、「障害児通所支援」に一元化され、市町村が実施主体となった。

※3 障害福祉サービス：居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護（平成 26 年 4 月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム 平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）、共同生活援助（グループホーム）のこと。平成 25 年 4 月から、新たに難病等の方が障害福祉サービスを利用できるようになった。

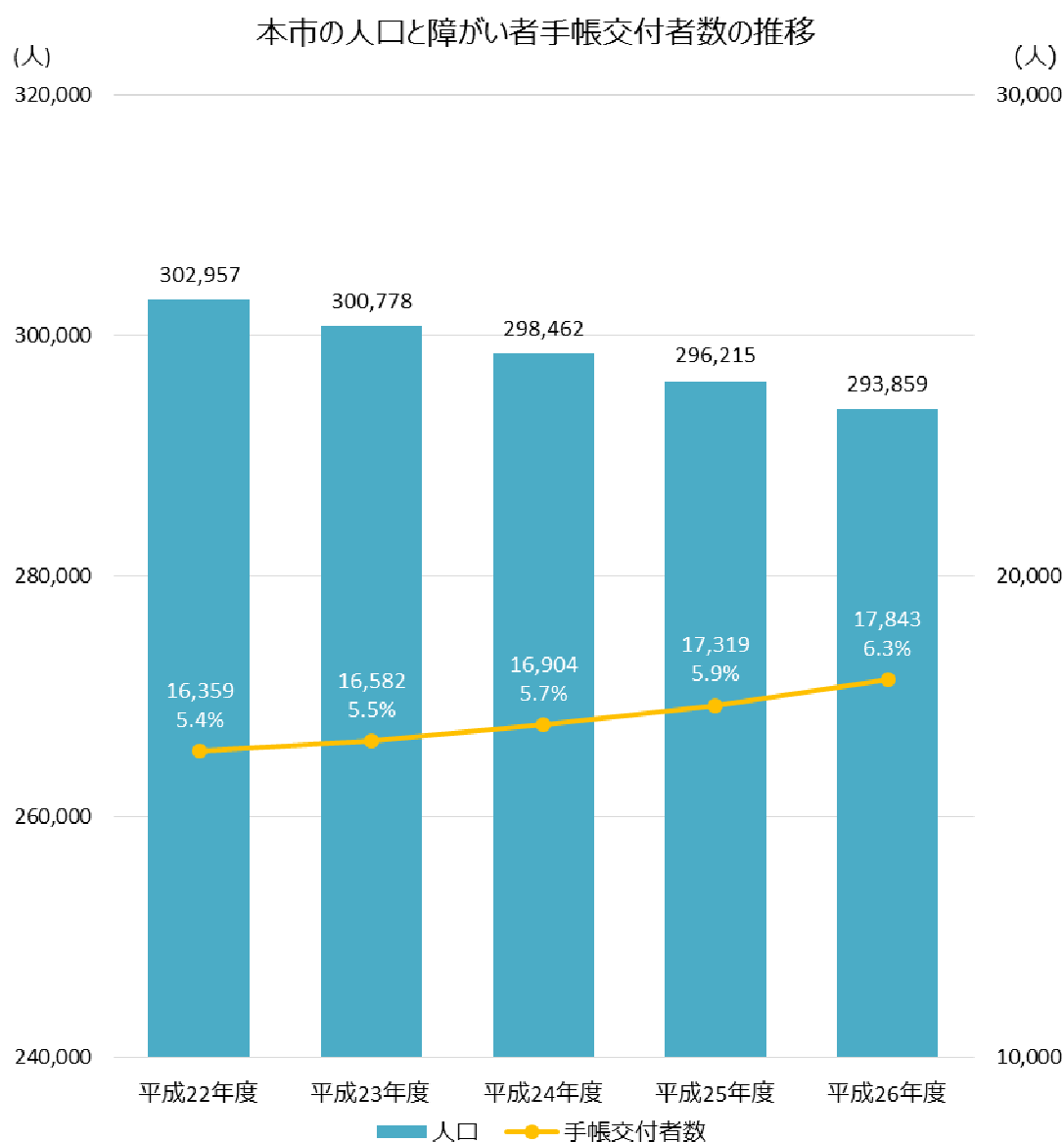
- ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障害者の範囲の拡大（障がい者の定義に難病[※]等を追加し、障害福祉サービスの対象とする。）、地域生活支援事業の追加等。
 - ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」施行。障害者就労施設等の受注機会の増大等。
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」施行。障害者雇用率の引き上げ等。（民間事業主：1.8%→2.0%）
- 平成 25 年 6 月
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定。国・地方公共団体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定。平成 28 年 4 月 1 日施行。
- 平成 25 年 6 月
- 「障害者雇用促進法」の改正。雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止され、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれる。平成 28 年 4 月 1 日施行（法定雇用率算定に関する規定は平成 30 年 4 月 1 日施行）。
- 平成 26 年 1 月
- 「障害者権利条約」の締結
- 平成 27 年 3 月
- 「青森市障がい福祉計画第 4 期計画」の策定（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）

※ **難病**：治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のこと。障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としている。平成 27 年 7 月 1 日から障害者総合支援法の対象となる疾病が 332 種類に拡大されている。

2 障がい者数の推移

(1) 本市の人口と障がい者手帳交付状況

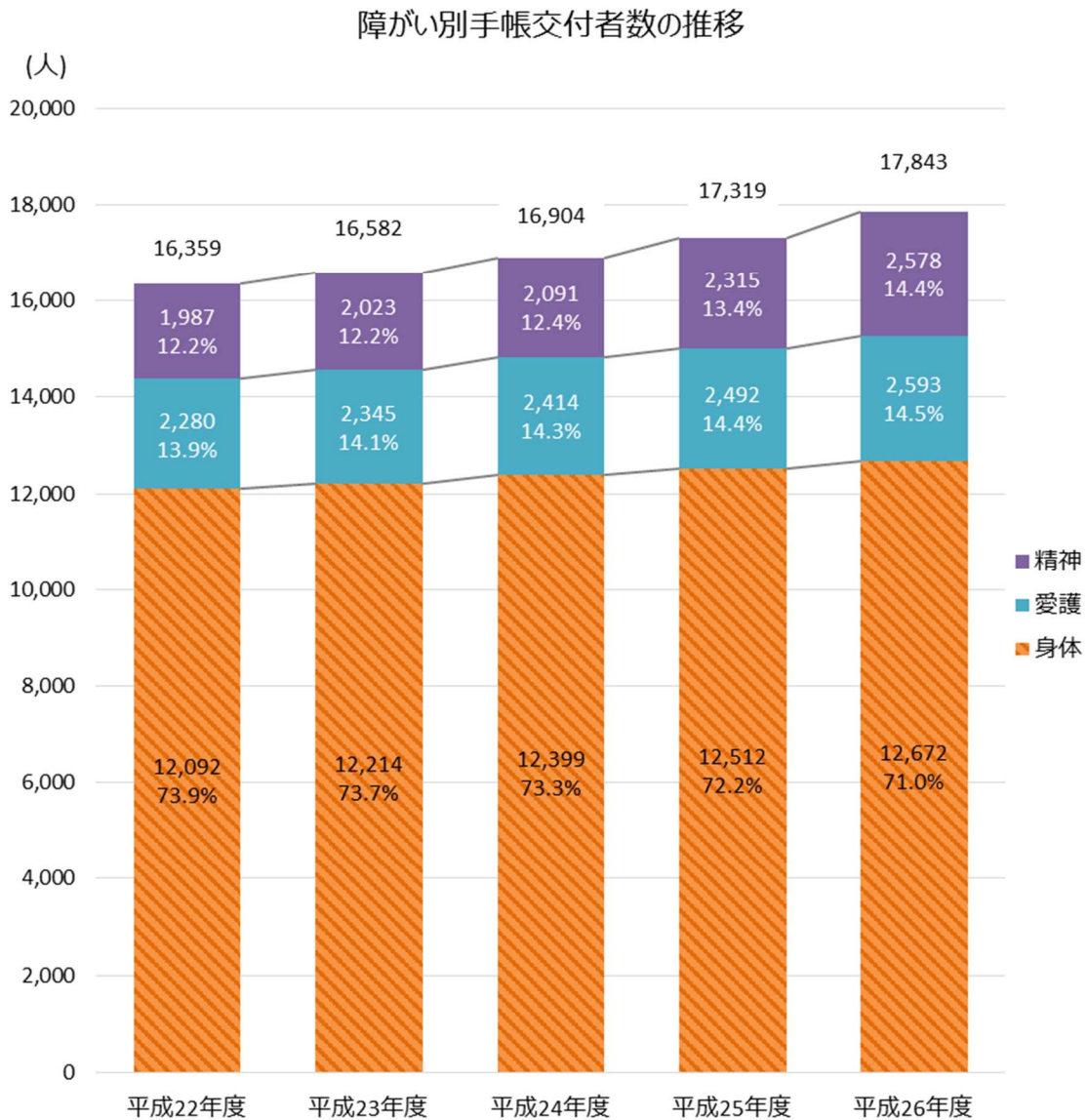
人口は年々減少傾向にあり、平成26年度の人口は、平成22年度と比較し、9,098人、3.0%減少していますが、障がい者手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は、平成22年度と比較し、1,484人、9.1%増加しています。



※人口（住民基本台帳調べ）および手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(2) 障がい別手帳交付状況

三障がいともに手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成22年度から平成26年度までの障がい別の増加率は、高い順に、精神障がいが29.7%、知的障がい13.7%、身体障がい4.8%となっています。



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(3) 年齢別手帳交付状況

障がい者手帳交付者のうち65歳以上の割合について、精神障がいでは、平成22年度16.4%から平成26年度20.1%に増加、身体障がいでは、平成22年度から65%を超えたまま推移しており、高齢化の傾向にあります。

年齢別手帳交付者数の推移

(単位：人)

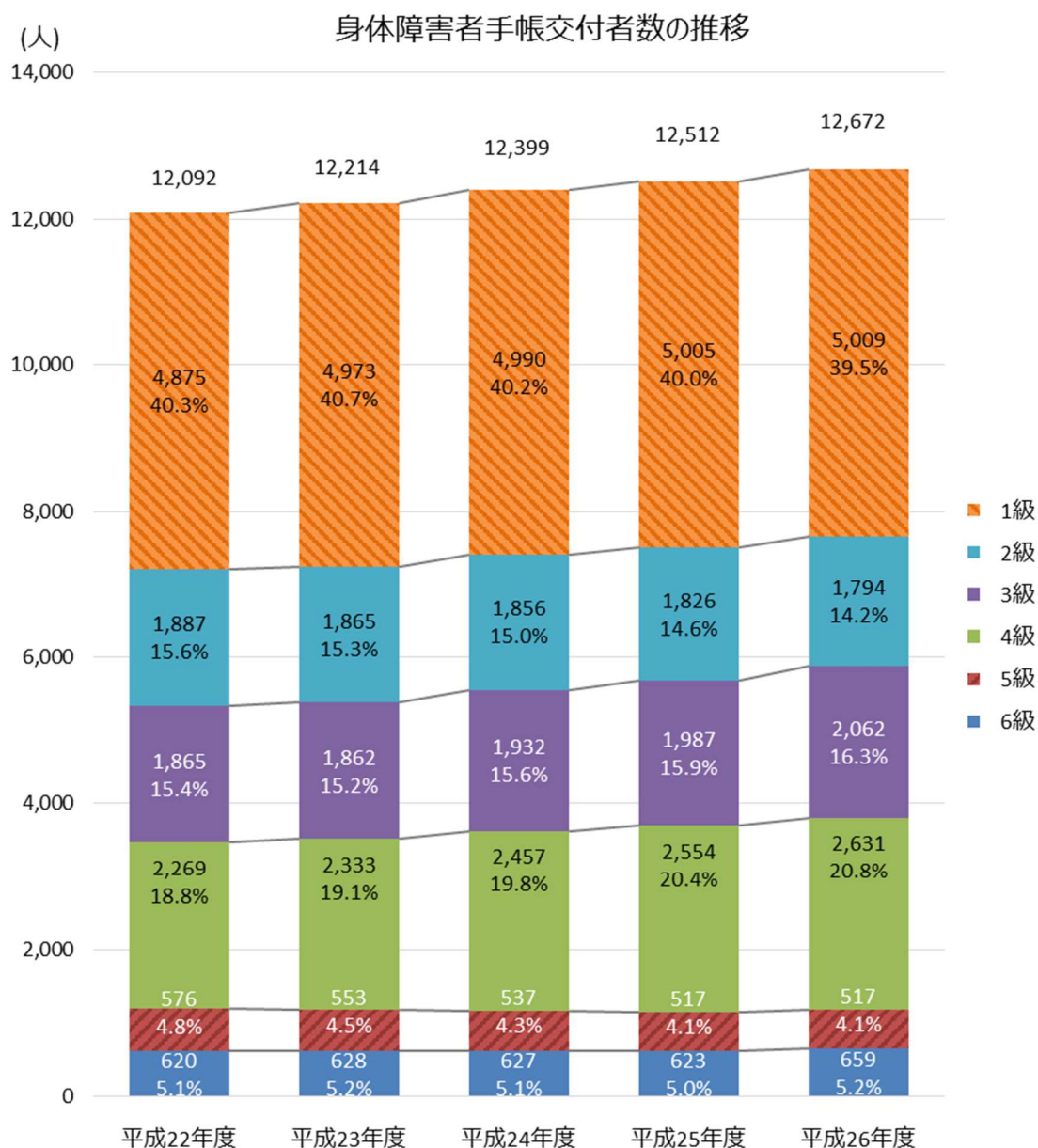
区分	年齢	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者 手帳	18歳未満	233	226	225	226	234
		1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%
	18歳以上	3,883	4,041	3,999	3,959	4,023
	65歳未満	32.1%	33.0%	32.3%	31.6%	31.7%
	65歳以上	7,976	7,947	8,175	8,327	8,415
		66.0%	65.1%	65.9%	66.6%	66.4%
計	12,092	12,214	12,399	12,512	12,672	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	
愛護(療育) 手帳	18歳未満	502	502	507	516	538
		22.0%	21.4%	21.4%	20.7%	20.7%
	18歳以上	1,624	1,695	1,699	1,807	1,798
	65歳未満	71.2%	72.3%	71.7%	72.5%	69.3%
	65歳以上	154	148	162	169	257
		6.8%	6.3%	6.8%	6.8%	9.9%
計	2,280	2,345	2,368	2,492	2,593	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
精神障害者 保健福祉手帳	20歳未満	44	46	58	73	75
		2.2%	2.3%	2.8%	3.2%	2.9%
	20歳以上	1,618	1,619	1,638	1,807	1,985
	65歳未満	81.4%	80.0%	78.3%	78.0%	77.0%
	65歳以上	325	358	395	435	518
		16.4%	17.7%	18.9%	18.8%	20.1%
計	1,987	2,023	2,091	2,315	2,578	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(4) 身体障害者手帳の交付状況（等級）

身体障害者手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度は平成22年度と比較し、580人、4.8%増加しています。

等級別では、1級、3級、4級については、増加傾向にあり、平成26年度は平成22年度と比較し、4級が362人、16.0%、3級が197人、10.6%、1級が134人、2.7%増加しています。



※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(5) 身体障害者手帳の交付状況（障がい種別）

身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「内部障がい」「肢体不自由」については、年々増加傾向にあり、平成26年度は平成22年度と比較し、「内部障がい」が403人、10.2%、「肢体不自由」が183人、3.0%増加しています。

身体障害者手帳の障害別の交付状況の推移

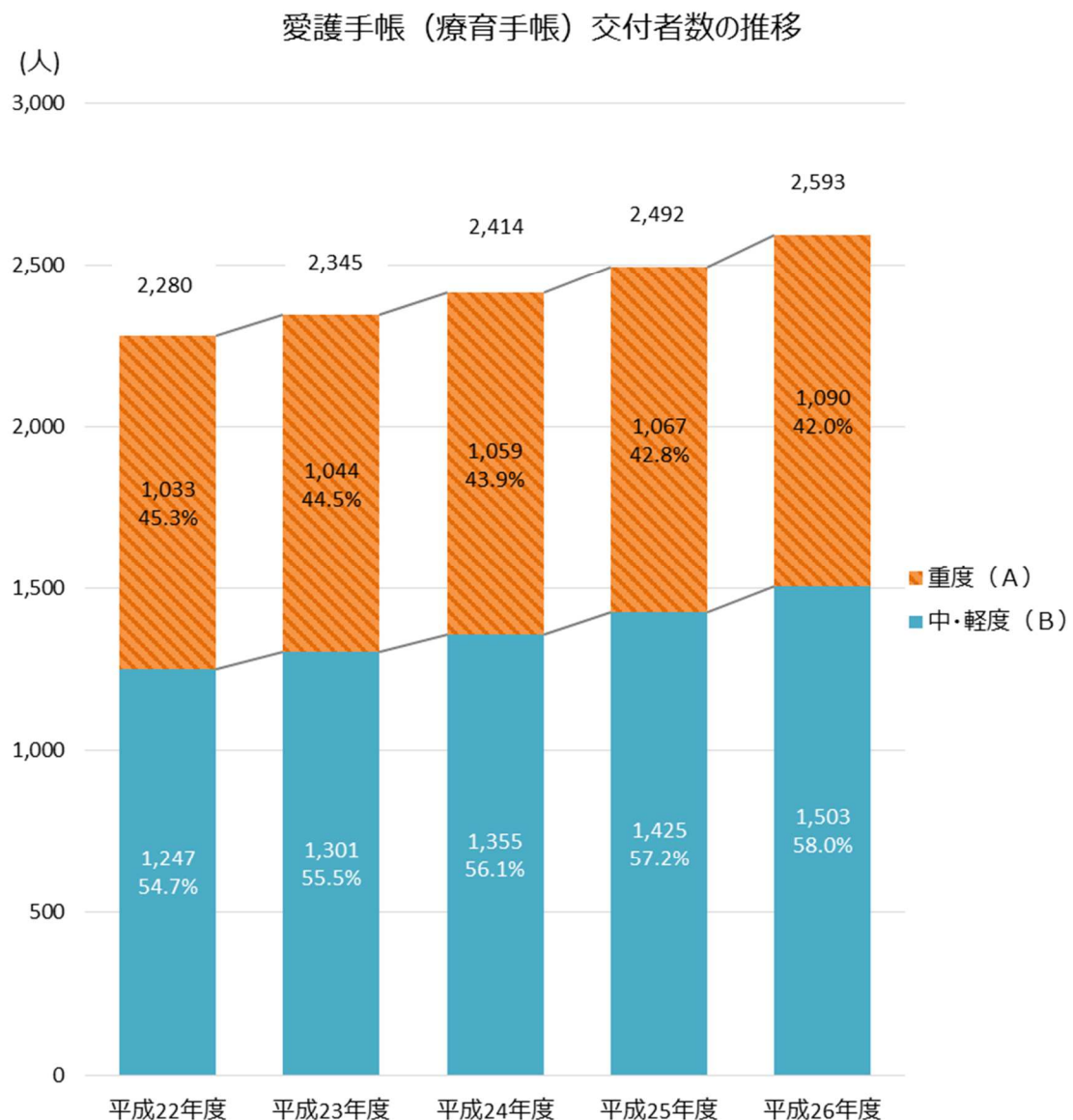
区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障がい	人	791	792	788	767	774
	%	6.54	6.48	6.36	6.13	6.11
聴覚・平衡機能障がい	人	1,058	1,048	1,065	1,062	1,068
	%	8.75	8.58	8.59	8.49	8.43
音声・言語機能障がい	人	107	103	99	102	108
	%	0.88	0.84	0.80	0.82	0.85
肢体不自由	人	6,198	6,229	6,329	6,383	6,381
	%	51.26	51.00	51.04	51.02	50.36
内部障がい	人	3,938	4,042	4,118	4,198	4,341
	%	32.57	33.09	33.21	33.55	34.26
心臓機能障がい	人	2,540	2,616	2,649	2,697	2,770
	%	21.01	21.42	21.36	21.56	21.86
腎臓機能障がい	人	784	815	814	832	863
	%	6.48	6.67	6.57	6.65	6.81
呼吸器機能障がい	人	178	161	176	170	174
	%	1.47	1.32	1.42	1.36	1.37
ぼうこう・直腸機能障がい	人	414	423	455	470	505
	%	3.42	3.46	3.67	3.76	3.99
小腸機能障がい	人	3	3	3	3	4
	%	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03
免疫機能障がい	人	8	10	10	15	16
	%	0.07	0.08	0.08	0.12	0.13
肝臓機能障がい	人	11	14	11	11	9
	%	0.09	0.11	0.09	0.09	0.07
合計	人	12,092	12,214	12,399	12,512	12,672
	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(6) 愛護手帳（療育手帳）の交付状況

愛護手帳（療育手帳）の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度は平成22年度と比較し、313人、13.7%増加しています。

程度別では、重度（A）が57人、5.5%、中・軽度（B）が256人、20.5%増加しています。

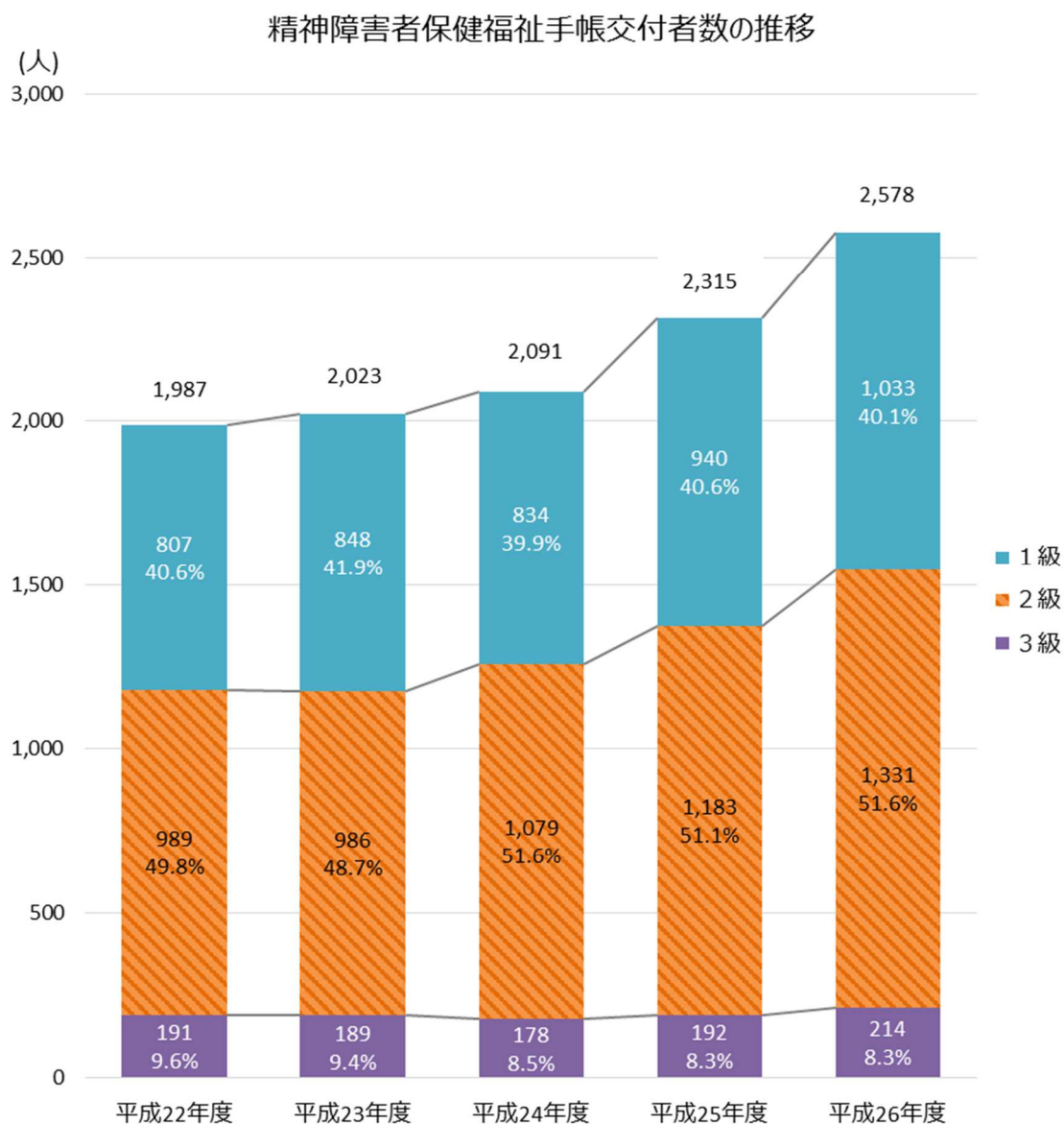


※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の手帳交付者数は平成22年度と比較し、591人、29.7%増加しています。

等級別では、1級が226人、28.0%、2級が342人、34.5%、3級が23人、12.0%増加しており、1級と2級の増加率が高くなっています。

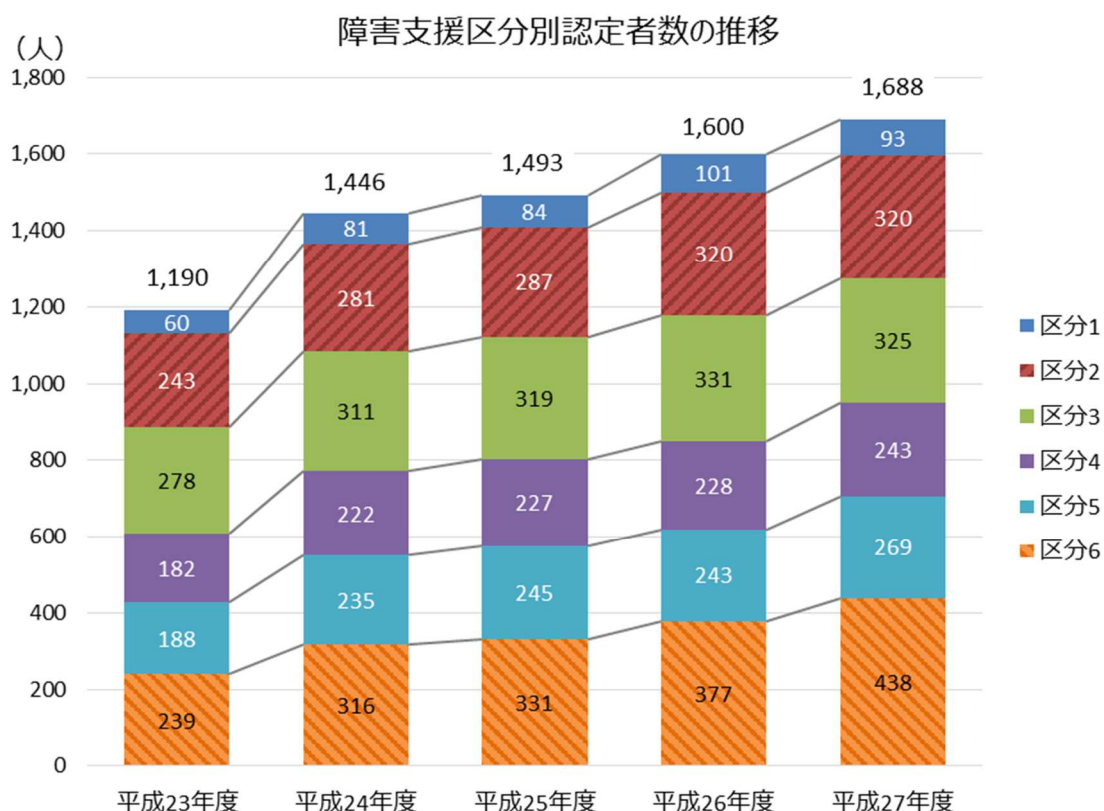


※手帳交付者数は、各年度3月31日現在

(8) 障害支援区分別認定者数

障害支援区分別認定者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較し498人、41.8%増加しています。障害支援区分別では、平成27年度で区分6が最も多く、次いで区分3となっています。

また、障害支援区分別の割合では、区分6が増加傾向にあります。



※認定者数は、各年度4月1日現在

障害支援区分別割合の推移

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
区分1	5.0	5.6	5.6	6.3	5.5
区分2	20.4	19.4	19.2	20.0	19.0
区分3	23.4	21.5	21.4	20.7	19.3
区分4	15.3	15.3	15.2	14.2	14.4
区分5	15.8	16.3	16.4	15.2	15.9
区分6	20.1	21.9	22.2	23.6	25.9

(9) 障害福祉サービス利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、平成26年度は平成22年度と比較し、1,043人、52.2%増加しています。

在宅者・施設入所者別では、平成26年度は平成22年度と比較し、在宅者は1,013人、74.3%増加、施設入所者数は30人、4.7%増加しています。

障害福祉サービス利用者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅者 (訪問系サービス・日中活動系サービス利用者)	1,363人	1,464人	2,058人	2,266人	2,376人
	68.3%	69.1%	76.1%	77.7%	78.2%
施設入所者 (居住系サービス利用者)	634人	656人	648人	650人	664人
	31.7%	30.9%	23.9%	22.3%	21.8%
合計	1,997人	2,120人	2,706人	2,916人	3,040人

※利用者数は、各年度3月31日現在

- ・訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・日中活動系サービス：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
- ・居住系サービス：施設入所支援、共同生活援助、共同生活介護



(10) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移

難病のうち特定疾患について、市の平成25年度特定疾患医療受給者証所持者数は、平成22年度と比較し、252人、14.8%増加しています。

特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

No.	疾患名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	ベーチェット病	59	55	59	59
2	多発性硬化症	47	51	54	54
3	重症筋無力症	39	42	41	39
4	全身性エリテマトーデス	148	157	162	166
5	スモン	2	2	2	1
6	再生不良性貧血	28	27	29	32
7	ザルコイドーシス	34	35	37	45
8	筋萎縮性側索硬化症	18	18	16	19
9	強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	54	57	61	59
10	特発性血小板減少性紫斑病	91	99	106	108
11	結節性動脈周囲炎	10	12	12	14
12	潰瘍性大腸炎	217	242	267	285
13	大動脈炎症候群	10	10	10	11
14	ピュルガー病(パージャー病)	39	37	37	38
15	大疱瘡	13	15	14	17
16	脊髄小脳変性症	102	99	98	101
17	クローン病	87	94	99	98
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	1	0	0
19	悪性関節リウマチ	14	16	13	14
20	パーキンソン病関連疾患	326	330	327	320
	1. パーキンソン病	316	323	319	314
	2. 進行性核上性麻痺	3	4	5	5
	3. 大脳皮質基底核変性症	7	3	3	1
21	アミロイドーシス	1	0	0	0
22	後縦靭帯骨化症	97	96	111	125
23	ハンチントン病	1	1	1	1
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	17	16	14	16
25	ウェゲナー肉芽腫症	3	4	4	4
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	12	11	10	11
27	多系統萎縮症	24	24	27	32
	1. 線条体黒質変性症	8	10	10	11
	2. シャイ・ドレーガー症候群	2	2	3	3
	3. オリーブ橋小脳萎縮症	14	12	14	18
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0
29	膿疱性乾癬	7	7	7	8
30	広範脊柱管狭窄症	2	2	2	2
31	原発性胆汁性肝硬変	33	35	43	46
32	重症急性膵炎	5	2	2	4
33	特発性大腿骨頭壊死症	40	46	47	52
34	混合性結合組織病	17	15	15	18
35	原発性免疫不全症候群	1	0	0	0
36	特発性間質性肺炎	18	23	18	21
37	網膜色素変性症	23	20	21	26
38	プリオン病	0	0	1	1
39	肺動脈性肺高血圧症(原発性肺高血圧症)	4	4	5	6
40	神経線維腫症I型/神経線維腫症II型	6	5	5	8
41	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0
42	バット・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0	0	1	1
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	2	2	2	2
44	ライソソーム病	0	0	0	0
45	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	1
47	脊髄性筋萎縮症	0	1	1	1
48	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	12	12	15	16
50	肥大型心筋症	1	4	3	3
51	拘束型心筋症	0	0	0	0
52	ミトコンドリア病	3	3	6	7
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	1	1	5	5
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0	0	0
55	黄色靭帯骨化症	1	2	7	8
56	間脳下垂体機能障害	38	45	44	54
	合計	1,708	1,782	1,863	1,960

※利用者数は、各年度3月31日現在

出典：東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要

また、平成26年度は特定疾患が56種類から110種類に増えました。市の平成26年度特定疾患医療受給者証所持者数は、平成25年度と比較し、61人、3.1%増加しています。

平成26年度特定疾患医療受給者証所持者数

(単位：人)

No	疾患名	平成26年度	No	疾患名	平成26年度
1	球脊髄性筋萎縮症	1	57	特発性拡張型心筋症	12
2	筋萎縮性側索硬化症	23	58	肥大型心筋症	2
3	脊髄性筋萎縮症	1	59	拘束型心筋症	0
4	原発性側索硬化症	0	60	再生不良性貧血	29
5	進行性核上性麻痺	4	61	自己免疫性溶血性貧血	0
6	パーキンソン病	326	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0
7	大脳皮質基底核変性症	1	63	特発性血小板減少性紫斑病	103
8	ハンチントン病	1	64	血栓性血小板減少性紫斑病	0
9	神経有棘赤血球症	0	65	原発性免疫不全症候群	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0	66	IgA腎症	0
11	重症筋無力症	40	67	多発性嚢胞腎	3
12	先天性筋無力症候群	0	68	黄色靱帯骨化症	12
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	59	69	後縦靱帯骨化症	129
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	16	70	広範脊柱管狭窄症	3
15	封入体筋炎	0	71	特発性大腿骨頭壊死症	45
16	クドウ・深瀬症候群	0	72	下垂体性ADH分泌異常症	1
17	多系統萎縮症	30	73	下垂体性TSH分泌亢進症	0
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	104	74	下垂体性PRL分泌亢進症	11
19	ライソゾーム病	0	75	クッシング病	2
20	副腎白質ジストロフィー	0	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	1
21	ミトコンドリア病	6	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	15
22	もやもや病	17	78	下垂体前葉機能低下症	33
23	プリオン病	3	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
24	亜急性硬化性全脳炎	0	80	甲状腺ホルモン不応症	0
25	進行性多巣性白質脳症	0	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
26	HTLV-1関連脊髄症	0	82	先天性副腎低形成症	0
27	特発性基底核石灰化症	0	83	アジソン病	0
28	全身性アミロイドーシス	2	84	サルコイドーシス	52
29	ウルリヒ症	0	85	特発性間質性肺炎	21
30	遠位型ミオパチー	0	86	肺動脈性肺高血圧症	6
31	バスレムミオパチー	0	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0
32	自己食空胞性ミオパチー	0	88	慢性血栓性肺高血圧症	6
33	シュワルツ・マンベル症候群	0	89	リンパ管筋腫症	6
34	神経線維腫症	8	90	網膜色素変性症	23
35	天疱瘡	18	91	バッド・キアリ症候群	1
36	表皮水疱症	0	92	特発性門脈圧亢進症	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	9	93	原発性胆汁性肝硬変	47
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	94	原発性硬化性胆管炎	1
39	中毒性表皮壊死症	0	95	自己免疫性肝炎	0
40	高安静脈炎	10	96	クローン病	106
41	巨細胞性動脈炎	0	97	潰瘍性大腸炎	295
42	結節性多発動脈炎	5	98	好酸球性消化管疾患	0
43	顕微鏡的多発血管炎	14	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
44	多発血管炎性肉芽腫症	5	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	101	腸管神経節細胞減少症	0
46	悪性関節リウマチ	15	102	ルビンスhtain・テイビ症候群	0
47	パーシェー病	28	103	CFC症候群	0
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	104	コステロ症候群	0
49	全身性エリテマトーデス	169	105	チャーシ症候群	0
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	32	106	グリピリン関連周期熱症候群	0
51	全身性強皮症	31	107	全身型若年性特発性関節炎	0
52	混合性結合組織病	15	108	TNF受容体関連周期性症候群	0
53	シエーグレン症候群	2	109	非典型性溶血性尿毒症症候群	0
54	成人スチル病	1	110	プラウ症候群	0
55	再発性多発軟骨炎	0		合計	2,021
56	パーチャット病	59			

※利用者数は、各年度3月31日現在

出典：東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要

(11) 特別支援学級^{※1}の開設数及び児童・生徒数の推移

市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較し、45人、15.4%増加しています。

障がい別では、特に知的障がいの児童・生徒数が増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較し、29人、25.9%増加しています。

特別支援学級の開設数と児童・生徒数の推移

① 小学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症 ^{※2} ・情緒障がい ^{※3}		難聴		病弱		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
平成22年度	74	23	108	33	3	1	0	0	185	57
平成23年度	71	27	107	32	3	1	0	0	181	60
平成24年度	70	27	101	32	1	1	0	0	172	60
平成25年度	86	30	105	33	1	1	0	0	192	64
平成26年度	86	33	112	36	1	1	0	0	199	70
平成27年度	87	35	115	38	1	1	0	0	203	74

② 中学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		難聴		病弱		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
平成22年度	42	15	46	13	0	0	0	0	88	28
平成23年度	41	18	70	19	0	0	1	1	112	38
平成24年度	51	19	66	20	1	1	0	0	118	40
平成25年度	49	19	70	18	0	0	0	0	119	37
平成26年度	49	18	58	18	0	0	0	0	107	36
平成27年度	54	19	81	19	0	0	0	0	135	38

③ 合計

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		難聴		病弱		計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
平成22年度	116	38	154	46	3	1	0	0	273	85
平成23年度	112	45	177	51	3	1	1	1	293	98
平成24年度	121	46	167	52	2	2	0	0	290	100
平成25年度	135	49	175	51	1	1	0	0	311	101
平成26年度	135	51	170	54	1	1	0	0	306	106
平成27年度	141	54	196	57	1	1	0	0	338	112

※各年度5月1日現在

出典：平成27年度青森市の教育（青森市教育委員会事務局）

- ※1 特別支援学級：学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。
- ※2 自閉症：3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。
- ※3 情緒障がい：情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

3 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

計画の策定に当たり、障がいのあるかたの生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「(仮称)青森市障がい者計画策定にかかるアンケート調査」を実施しました。

② 調査実施概要

◆調査対象者

平成26年度末時点の障がい者手帳所持者から、障がい者手帳の種類及び年齢ごとの所持者数により按分し2,500人を無作為抽出しました。また、身体障害者手帳所持者については、さらに障がい種別ごとに按分し無作為抽出しました。

対象	件数	抽出方法
18歳以上	2,360	
身体障がい者	1,650	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	320	愛護手帳(療育手帳)所持者から無作為抽出
精神障がい者	390	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
18歳未満	140	
身体障がい者	50	身体障害者手帳所持者から無作為抽出
知的障がい者	80	愛護手帳(療育手帳)所持者から無作為抽出
精神障がい者	10	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出
合計	2,500	

◆調査期間

平成27年8月17日(月)から平成27年8月31日(月)

※調査期日：平成27年8月1日

◆調査方法

郵送による配布・回収、無記名

◆アンケート調査票

「障がいのあるかた（18歳以上）用」、「障がいのあるお子さん（18歳未満）の保護者用」の2種類

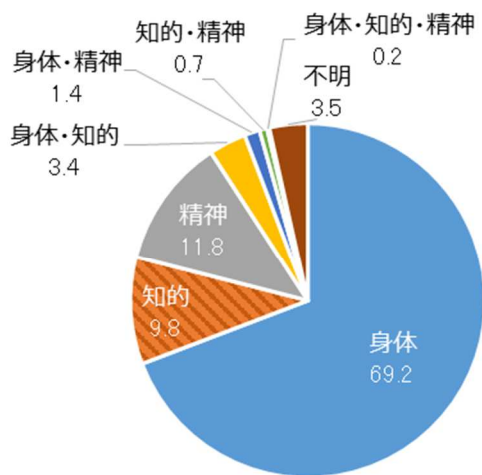
③ 回収状況

対象	配付数	回収数	回収率
全体	2,500件	1,464件	58.60%
障がいのあるかた用	2,360件	1,372件	58.10%
障がいのあるお子さんの保護者用	140件	92件	65.70%

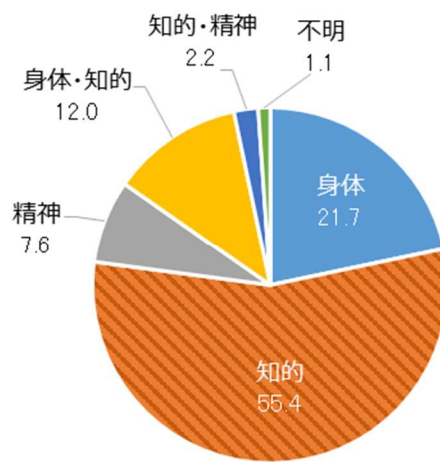
◆障がい種別毎の割合

○障がいのあるかた(18歳以上)

○障がいのあるお子さん(18歳未満)の保護者



全体 1,372人



全体 92人

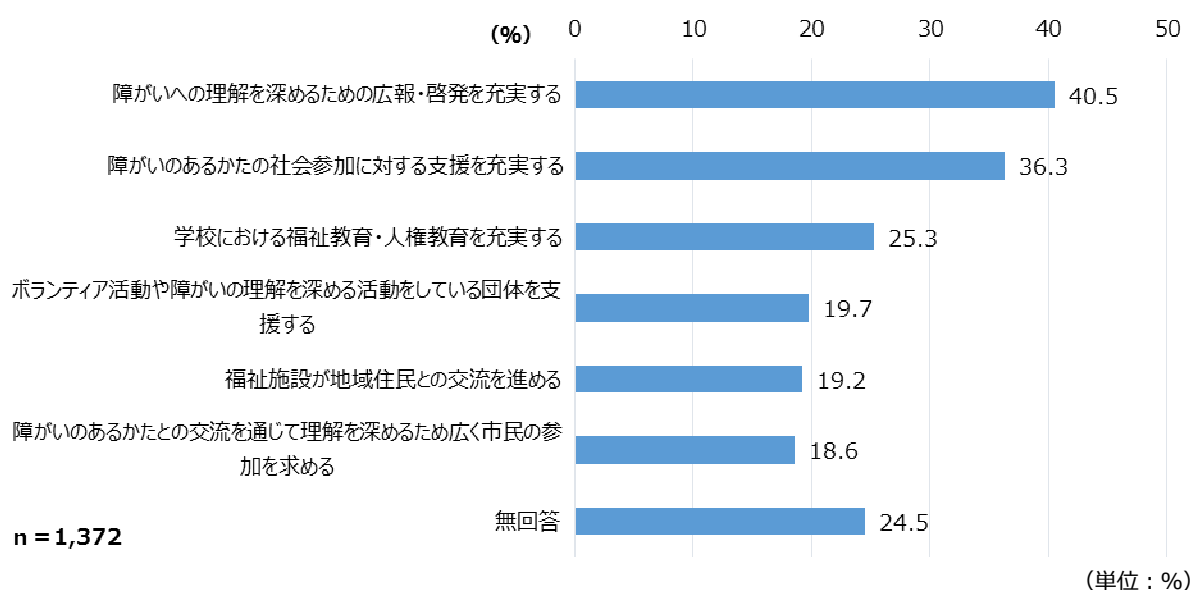
障がい種別	18歳以上	18歳未満
身体	69.2%	21.7%
知的	9.8%	55.4%
精神	11.8%	7.6%
身体・知的	3.4%	12.0%
身体・精神	1.4%	0.0%
知的・精神	0.7%	2.2%
身体・知的・精神	0.2%	0.0%
不明	3.5%	1.1%

(2) アンケート調査の結果（抜粋）

【障がいのあるかたへのアンケート】

① 差別や偏見について

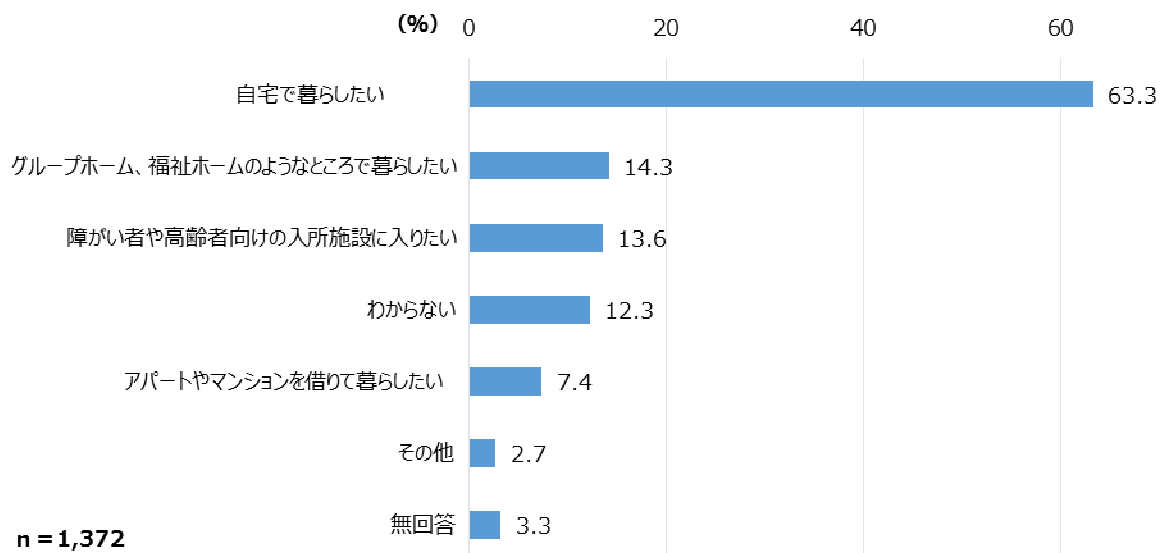
- 障がいへの理解を深めるために必要だと思うことについて「障がいへの理解を深めるための広報・啓発を充実する」と答えたかたの割合が40.5%と最も高いことから、障がいのあるかたは、障がいに対する理解が足りないと感じている状況にあります。（問20）



	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
障がいへの理解を深めるための広報・啓発を充実する	40.5	39.4	41.5	46.3	37	42.1	66.7	33.3	37.5
障がいのあるかたの社会参加に対する支援を充実する	36.3	32.5	50.4	45.7	39.1	47.4	55.6	33.3	29.2
学校における福祉教育・人権教育を充実する	25.3	23.4	37	25.9	32.6	26.3	11.1	33.3	22.9
ボランティア活動や障がいの理解を深める活動をしている団体を支援する	19.7	17.8	28.1	22.2	21.7	36.8	11.1	33.3	16.7
福祉施設が地域住民との交流を進める	19.2	18	28.1	13.6	34.8	31.6	11.1	33.3	16.7
障がいのあるかたとの交流を通じて理解を深めるため広く市民の参加を求める	18.6	16.2	31.9	16.7	32.6	26.3	33.3	0	16.7
無回答	24.5	27.1	16.3	15.4	21.7	10.5	11.1	0	39.6

② 日常生活について

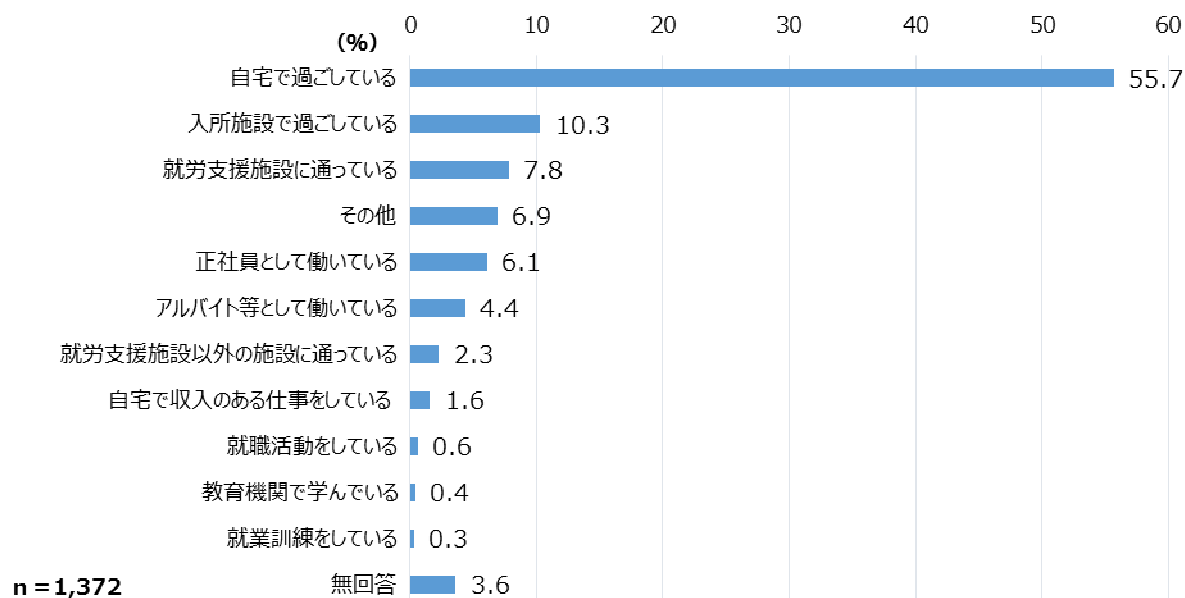
- ・ どのような暮らしを望んでいるかについて「自宅で暮らしたい」と答えたかたの割合が63.3%と最も高くなっています。(問9)



(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
自宅で暮らしたい	63.3	69.8	51.1	48.1	37	57.9	22.2	66.7	54.2
グループホーム、福祉ホームのようなところで暮らしたい	14.3	12.2	28.1	11.7	23.9	21.1	11.1	33.3	12.5
障がい者や高齢者向けの入所施設に入りたい	13.6	12.4	19.3	9.9	34.8	15.8	22.2	0	12.5
わからない	12.3	10.8	14.8	17.3	13	10.5	33.3	0	14.6
アパートやマンションを借りて暮らしたい	7.4	4.5	11.1	22.2	6.5	5.3	11.1	0	4.2
その他	2.7	2.4	1.5	6.2	0	0	0	0	4.2
無回答	3.3	2.9	1.5	1.9	6.5	5.3	0	0	16.7

- ・ 平日の日中の主な過ごし方について「自宅で過ごしている」と答えたかたの割合が55.7%と最も高くなっていることから、在宅支援の充実を図る必要があります。また、「就労支援施設に通っている」と答えたかたの割合が、知的障がいのあるかたで、高くなっている状況にあります。(問13)

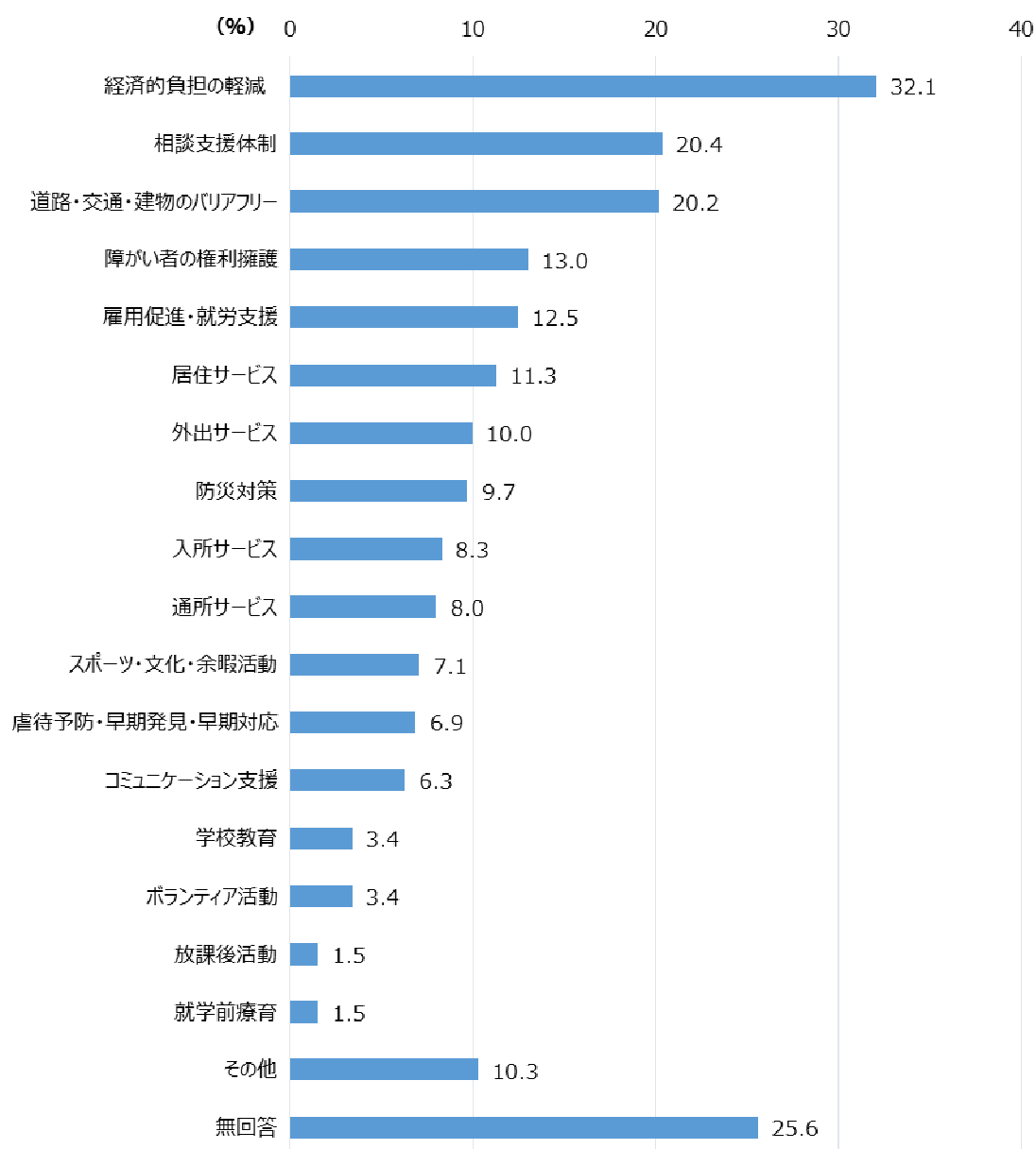


(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
自宅で過ごしている	55.7	63.7	17	54.9	13	57.9	11.1	33.3	58.3
入所施設で過ごしている	10.3	7.7	17.8	8.6	28.3	21.1	33.3	33.3	18.8
就労支援施設に通っている	7.8	2	34.8	14.2	23.9	5.3	44.4	0	4.2
その他	6.9	6.7	6.7	8.6	2.2	10.5	11.1	33.3	6.3
正社員として働いている	6.1	7.6	6.7	1.2	2.2	0	0	0	0
アルバイト等として働いている	4.4	4.5	7.4	4.9	0	0	0	0	0
就労支援施設以外の施設に通っている	2.3	0.6	7.4	2.5	21.7	0	0	0	2.1
自宅で収入のある仕事をしている	1.6	2.3	0	0	0	0	0	0	0
就職活動をしている	0.6	0.4	0.7	1.2	0	0	0	0	0
教育機関で学んでいる	0.4	0.3	0.7	0.6	2.2	0	0	0	0
就業訓練をしている	0.3	0.2	0	0.6	0	5.3	0	0	0
無回答	3.6	3.9	0.7	2.5	6.5	0	0	0	10.4

③ 福祉サービスについて

- ・ 障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについて「経済的負担の軽減」と答えたかたの割合が 32.1%と最も高く、次いで「相談支援体制」が 20.4%であることから、障がいのあるかたは経済的な支援を必要としているほか、専門的な相談を受けてくれる場が、身近に少ないと感じている状況にあります。(問 17)



n = 1,372

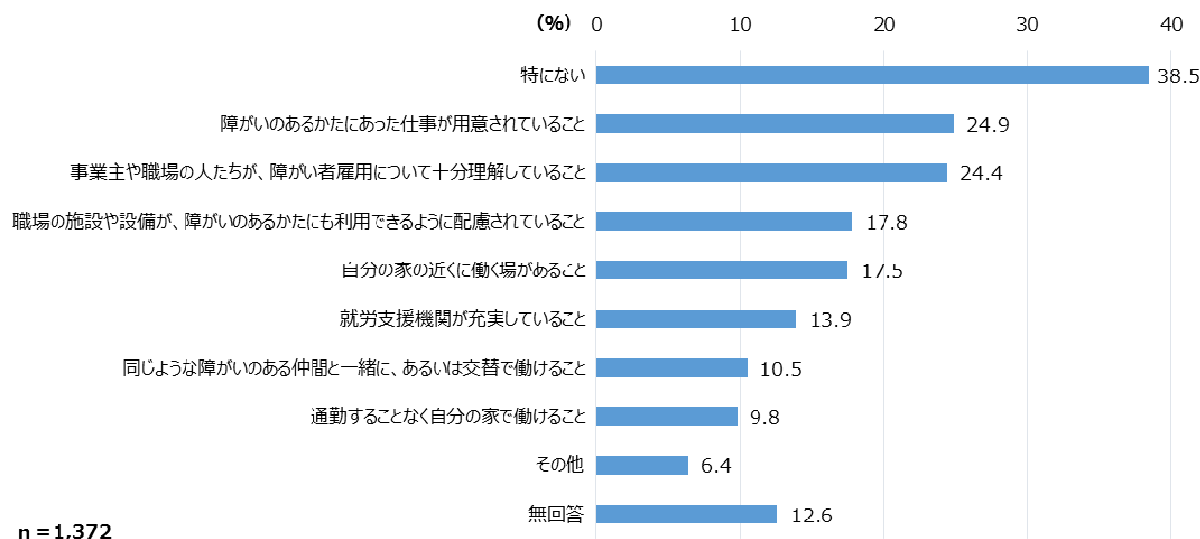
(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
経済的負担の軽減	32.1	32.2	35.6	32.1	23.9	21.1	33.3	33.3	31.3
相談支援体制	20.4	18.4	32.6	23.5	26.1	15.8	22.2	0.0	12.5
道路・交通・建物のバリアフリー	20.2	23.6	9.6	6.2	39.1	31.6	0.0	0.0	12.5
障がい者の権利擁護	13.0	10.4	21.5	18.5	8.7	21.1	22.2	33.3	18.8
雇用促進・就労支援	12.5	10.4	23.0	19.1	8.7	10.5	22.2	0.0	4.2
居住サービス	11.3	10.6	12.6	15.4	6.5	21.1	0.0	0.0	10.4
外出サービス	10.0	9.1	11.9	10.5	23.9	15.8	0.0	33.3	6.3
防災対策	9.7	10.6	10.4	5.6	10.9	0.0	0.0	0.0	8.3
入所サービス	8.3	7.3	14.1	7.4	21.7	0.0	11.1	33.3	4.2
通所サービス	8.0	6.9	14.8	7.4	17.4	10.5	0.0	0.0	4.2
スポーツ・文化・余暇活動	7.1	5.7	14.8	9.3	10.9	0.0	11.1	0.0	4.2
虐待予防・早期発見・早期対応	6.9	3.8	17.0	11.1	15.2	15.8	11.1	33.3	10.4
コミュニケーション支援	6.3	5.2	10.4	10.5	4.3	10.5	11.1	0.0	2.1
学校教育	3.4	3.4	3.7	3.1	0.0	10.5	0.0	0.0	4.2
ボランティア活動	3.4	2.8	6.7	3.7	4.3	5.3	0.0	0.0	4.2
放課後活動	1.5	1.2	3.0	1.2	2.2	5.3	0.0	0.0	2.1
就学前療育	1.5	0.9	3.7	1.9	2.2	5.3	0.0	0.0	2.1
その他	10.3	10.9	7.4	10.5	2.2	26.3	11.1	0.0	8.3
無回答	25.6	28.0	17.0	20.4	15.2	10.5	11.1	0.0	39.6



④ 就労について

- 働くために必要だと思うことについて、「障がいのあるかたにあった仕事を用意されていること」と答えたかたの割合が、知的障がいのあるかたで高くなっていることから、就労意欲のある知的障がいのあるかたは、就労意欲があり、障がいの特性に合った仕事が必要だと感じている状況にあります。(問15)



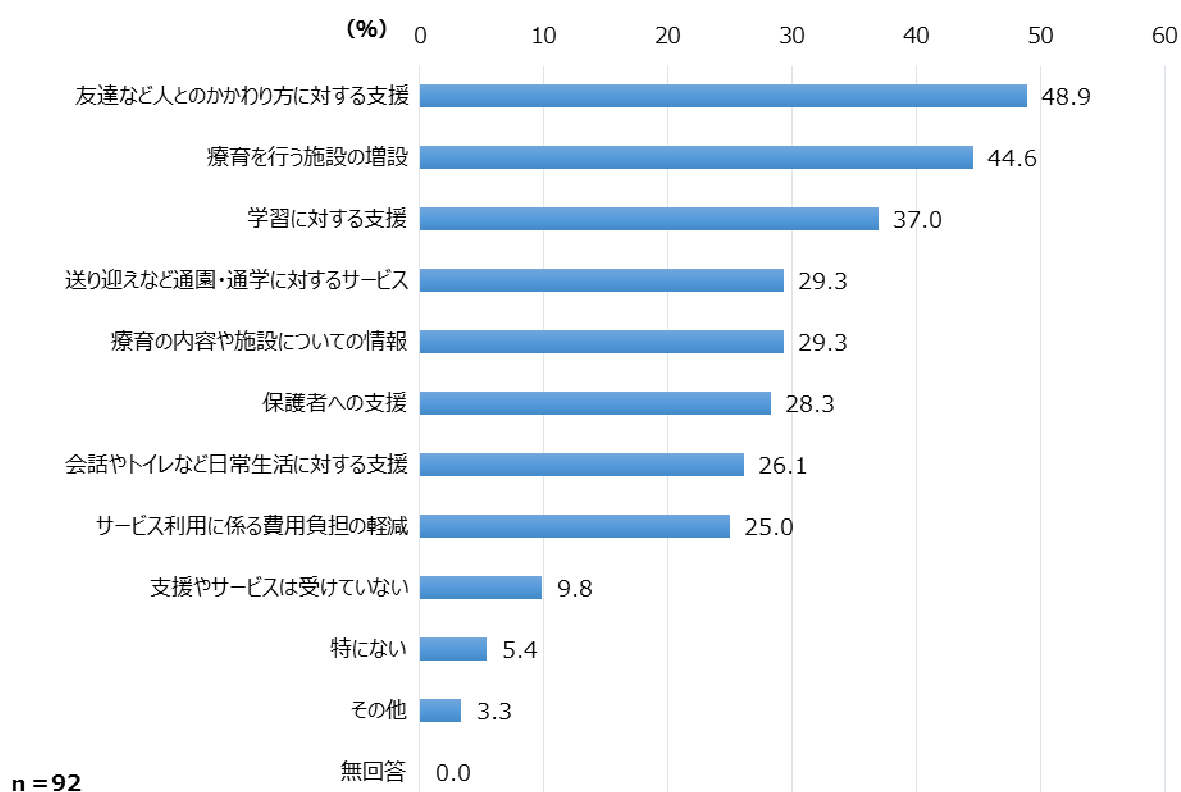
(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	身体・精神	知的・精神	身体・知的・精神	無回答
n (人)	1,372	950	135	162	46	19	9	3	48
特になし	38.5	45.4	22.2	21.6	15.2	31.6	33.3	33.3	31.3
障がいのあるかたにあった仕事を用意されていること	24.9	19.3	48.9	35.8	34.8	26.3	33.3	0.0	22.9
事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	24.4	20.0	44.4	36.4	23.9	21.1	33.3	0.0	16.7
職場の施設や設備が、障がいのあるかたにも利用できるように配慮されていること	17.8	15.1	31.1	21.0	23.9	26.3	33.3	33.3	10.4
自分の家の近くに働く場があること	17.5	13.9	28.9	31.5	13.0	15.8	22.2	0.0	14.6
就労支援機関が充実していること	13.9	9.1	35.6	21.6	19.6	15.8	22.2	0.0	16.7
同じような障がいのある仲間と一緒に、あるいは交替で働けること	10.5	7.3	23.7	16.7	10.9	15.8	22.2	0.0	12.5
通勤することなく自分の家で働けること	9.8	9.3	4.4	16.0	6.5	15.8	11.1	0.0	14.6
その他	6.4	5.6	5.2	8.0	13.0	21.1	0.0	33.3	8.3
無回答	12.6	13.9	4.4	8.0	23.9	10.5	11.1	0.0	16.7

【障がいのあるお子さんの保護者へのアンケート】

① 日常生活について

- 療育や支援で充実させるべき点について、「学習に対する支援」、「送り迎えなど通園・通学に対するサービス」、「療育の内容や施設についての情報」と答えたかたの割合が身体障がいのある子どもで最も高く、「友達など人とのかかわりかたに対する支援」と答えたかたの割合が知的障がい及び精神障がいのある子どもで最も高いことから、身体障がいのある子どもの保護者は、学習や通園・通学での支援の充実を、知的障がいや精神障がいのある子どもの保護者は、人とのかかわりかたに対する支援の充実を望んでいる状況にあります。(問9)



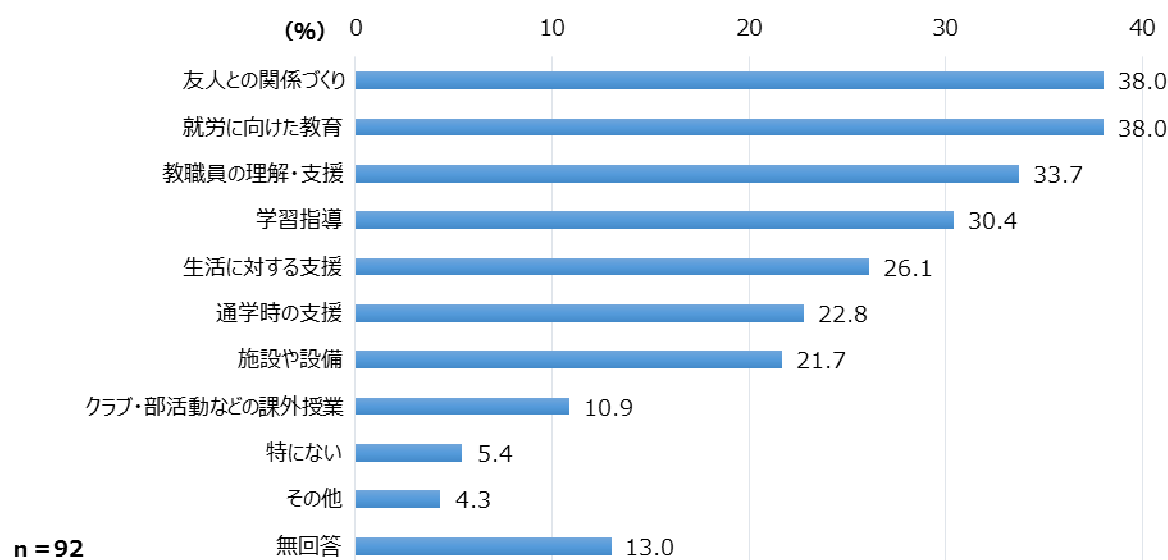
(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
n (人)	92	20	51	7	11	2	1
友達など人とのかかわり方に対する支援	48.9	20.0	60.8	71.4	18.2	100.0	100.0
療育を行う施設の増設	44.6	25.0	49.0	28.6	72.7	50.0	0.0
学習に対する支援	37.0	30.0	41.2	28.6	27.3	50.0	100.0
送り迎えなど通園・通学に対するサービス	29.3	30.0	31.4	14.3	18.2	50.0	100.0
療育の内容や施設についての情報	29.3	30.0	29.4	28.6	27.3	50.0	0.0
保護者への支援	28.3	25.0	25.5	42.9	27.3	50.0	100.0
会話やトイレなど日常生活に対する支援	26.1	15.0	31.4	0.0	36.4	50.0	0.0
サービス利用に係る費用負担の軽減	25.0	20.0	21.6	42.9	27.3	50.0	100.0
支援やサービスは受けていない	9.8	20.0	7.8	14.3	0.0	0.0	0.0
特にない	5.4	5.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	3.3	0.0	2.0	0.0	18.2	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



② 就学について

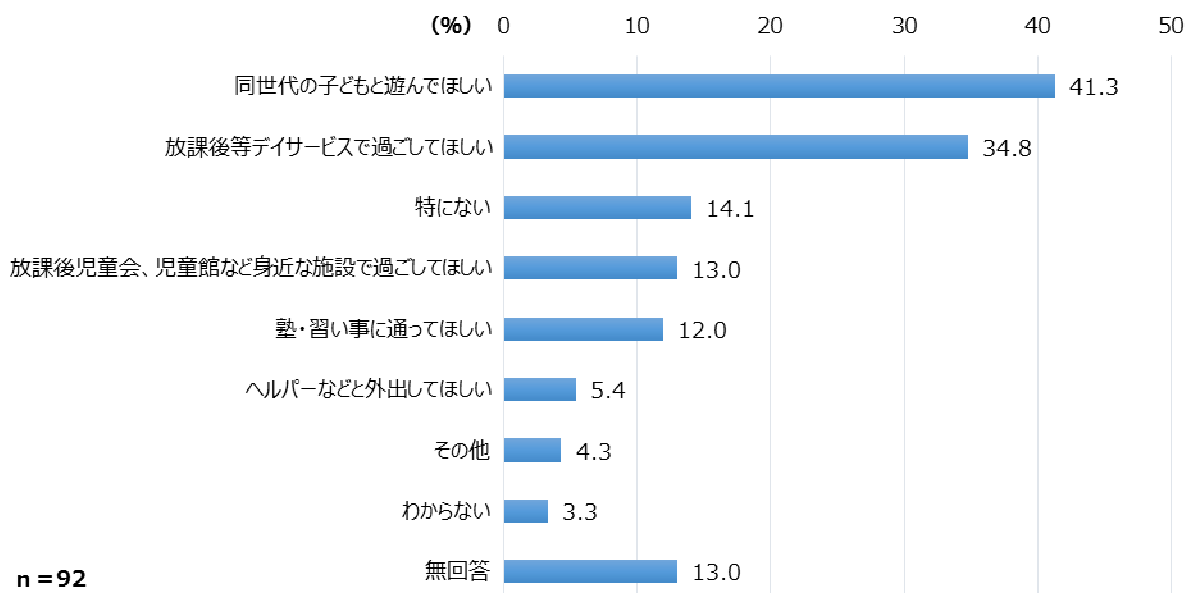
- ・ 教育や学校生活で充実させるべき点については、「友人との関係づくり」、「就労に向けた教育」と回答したかたの割合が38.0%、「教職員の理解・支援」と回答したかたの割合が33.7%であることから、障がいのあるかたは、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解と支援の充実を望んでいる状況にあります。(問10)



(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
n (人)	92	20	51	7	11	2	1
友人との関係づくり	38.0	15.0	47.1	57.1	9.1	100.0	100.0
就労に向けた教育	38.0	15.0	47.1	57.1	18.2	100.0	0.0
教職員の理解・支援	33.7	20.0	35.3	57.1	45.5	0.0	0.0
学習指導	30.4	25.0	35.3	28.6	27.3	0.0	0.0
生活に対する支援	26.1	10.0	25.5	14.3	45.5	100.0	100.0
通学時の支援	22.8	15.0	23.5	28.6	18.2	50.0	100.0
施設や設備	21.7	10.0	25.5	0.0	36.4	0.0	100.0
クラブ・部活動などの課外授業	10.9	10.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	5.4	15.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.3	10.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0
無回答	13.0	25.0	7.8	14.3	18.2	0.0	0.0

- ・ 学校以外の時間をどのように過ごしてほしいかについては、全体で「同世代の子どもと遊んでほしい」と答えたかたの割合が41.3%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスで過ごしてほしい」が34.8%となっています。（問11）

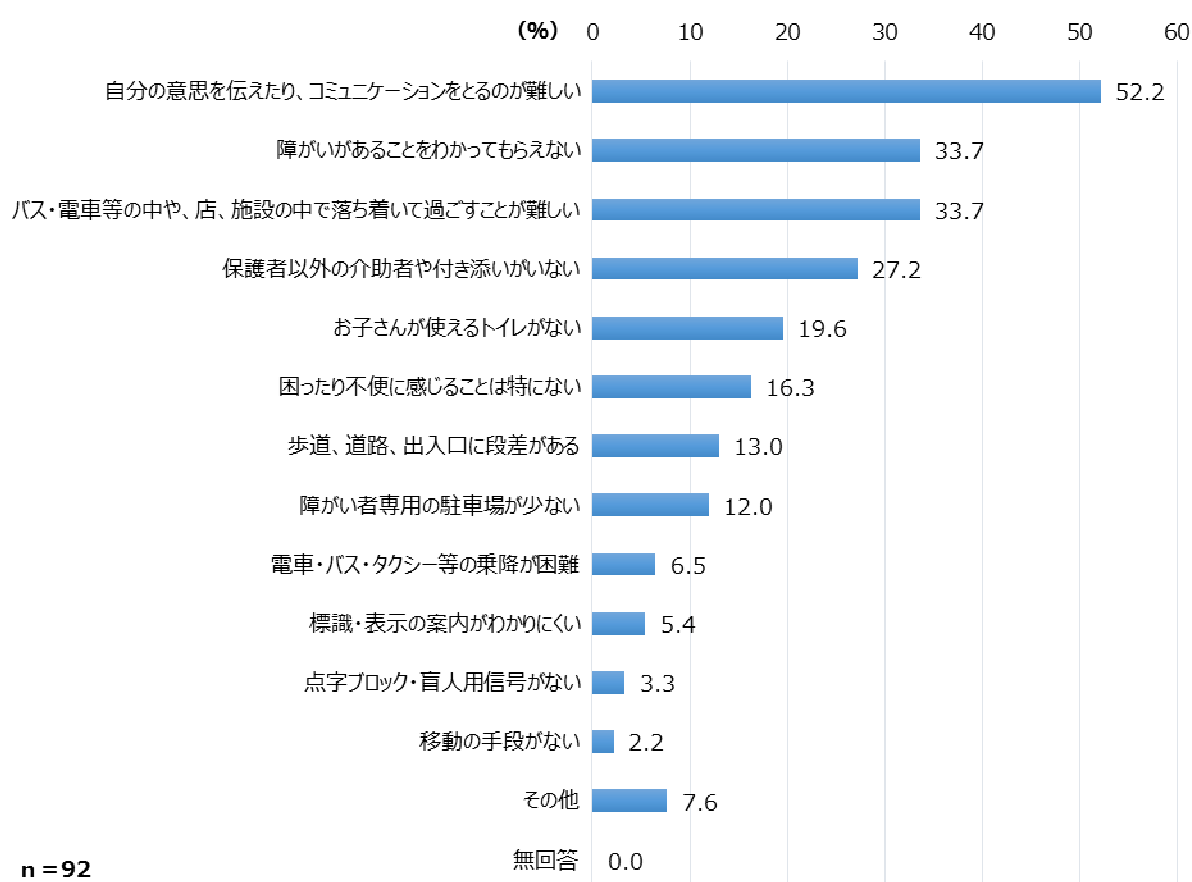


(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
n (人)	92	20	51	7	11	2	1
同世代の子どもと遊んでほしい	41.3	35.0	39.2	85.7	27.3	50.0	100.0
放課後等デイサービスで過ごしてほしい	34.8	5.0	37.3	14.3	90.9	50.0	0.0
特にない	14.1	25.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0
放課後児童会、児童館など身近な施設で過ごしてほしい	13.0	0.0	17.6	28.6	9.1	0.0	0.0
塾・習い事に通ってほしい	12.0	5.0	17.6	0.0	0.0	0.0	100.0
ヘルパーなどと外出してほしい	5.4	0.0	9.8	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.3	10.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	3.3	0.0	3.9	0.0	0.0	50.0	0.0
無回答	13.0	25.0	9.8	14.3	9.1	0.0	0.0

③ 外出について

- ・ 外出時に困ったり不便に感じたりすることについては、全体で「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとるのが難しい」と答えたかたの割合が52.2%と最も高く、次いで「障がいがあることをわかってもらえない」及び「バス・電車等の中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」が33.7%となっています。(問 12)



第1部 総論

第2章 障がい者福祉の現状

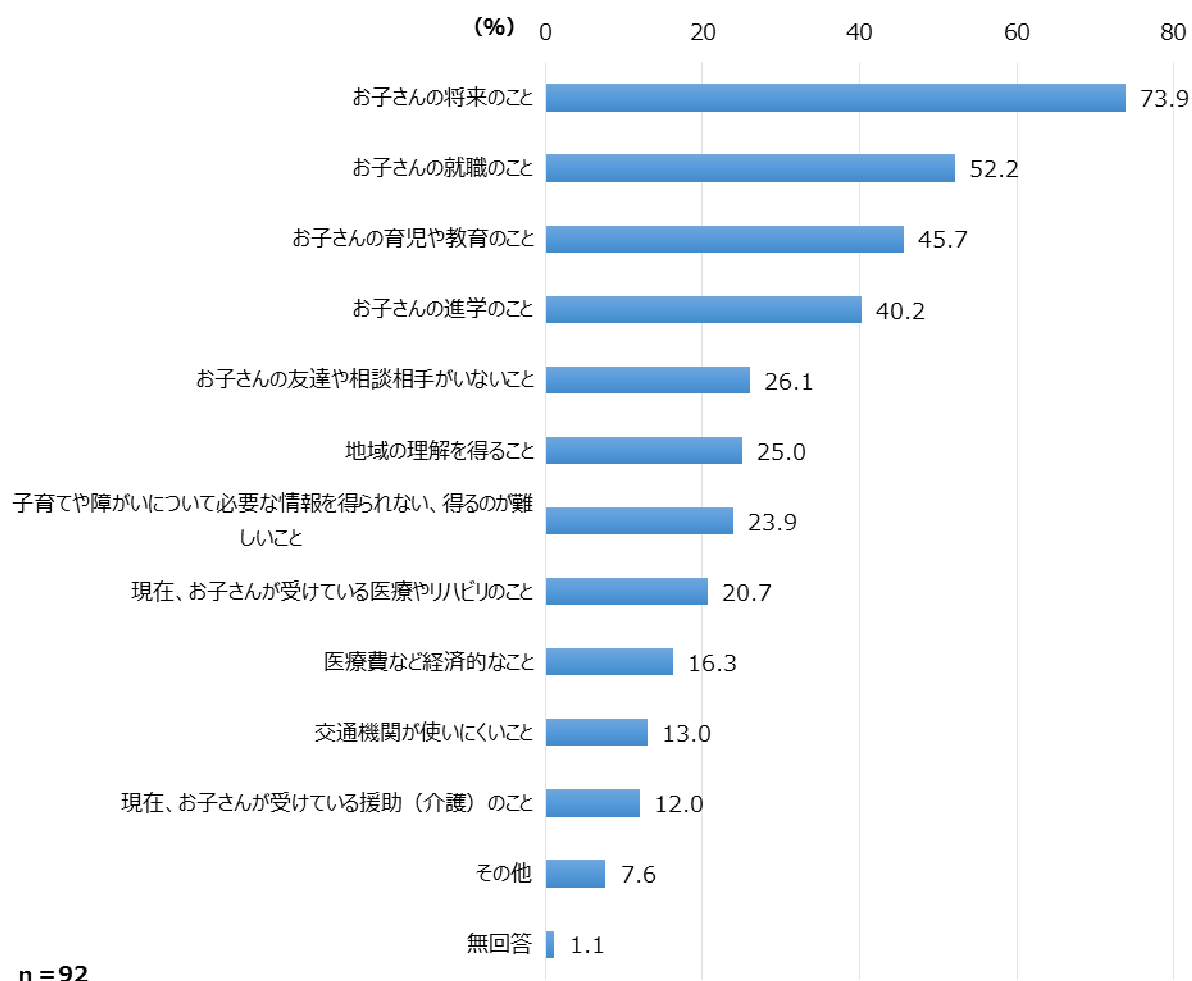
(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
n (人)	92	20	51	7	11	2	1
自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとるのが難しい	52.2	20.0	66.7	57.1	54.5	0.0	0.0
障がいがあることをわかってもらえない	33.7	20.0	43.1	57.1	9.1	0.0	0.0
バス・電車等の中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい	33.7	25.0	37.3	42.9	36.4	0.0	0.0
保護者以外の介助者や付き添いがいない	27.2	15.0	31.4	0.0	36.4	50.0	100.0
お子さんが使えるトイレがない	19.6	30.0	5.9	0.0	81.8	0.0	0.0
困ったり不便に感じることは特にない	16.3	30.0	11.8	28.6	0.0	50.0	0.0
歩道、道路、出入口に段差がある	13.0	15.0	3.9	0.0	54.5	0.0	100.0
障がい者専用の駐車場が少ない	12.0	15.0	2.0	0.0	54.5	0.0	100.0
電車・バス・タクシー等の乗降が困難	6.5	0.0	5.9	0.0	18.2	0.0	100.0
標識・表示の案内がわかりにくい	5.4	5.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
点字ブロック・盲人用信号がない	3.3	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
移動の手段がない	2.2	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	100.0
その他	7.6	15.0	3.9	0.0	9.1	50.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



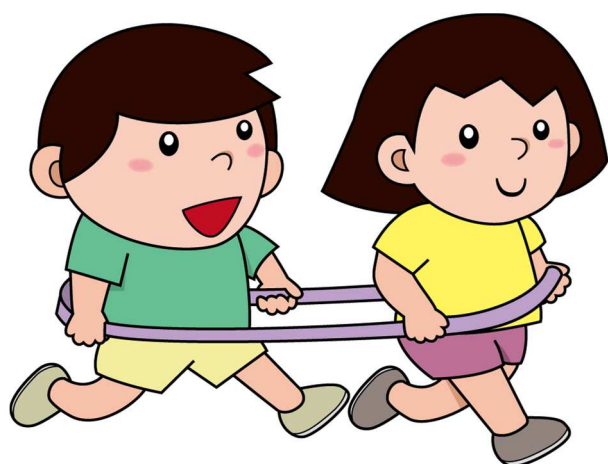
④ 悩みごとについて

- ・ 悩みごとや困ったことについては、全体で「お子さんの将来のこと」と答えたかたの割合が73.9%と最も高く、次いで「お子さんの就職のこと」が52.2%、「お子さんの育児や教育のこと」が45.7%となっています。（問13）



(単位：%)

	全体	身体	知的	精神	身体・知的	知的・精神	無回答
n (人)	92	20	51	7	11	2	1
お子さんの将来のこと	73.9	60.0	78.4	85.7	72.7	50.0	100.0
お子さんの就職のこと	52.2	35.0	62.7	57.1	18.2	100.0	100.0
お子さんの育児や教育のこと	45.7	50.0	45.1	57.1	27.3	50.0	100.0
お子さんの進学のこと	40.2	20.0	47.1	71.4	27.3	0.0	100.0
お子さんの友達や相談相手がないこと	26.1	10.0	33.3	28.6	9.1	100.0	0.0
地域の理解を得ること	25.0	10.0	35.3	28.6	9.1	0.0	0.0
子育てや障がいについて必要な情報を得られない、 得るのが難しいこと	23.9	20.0	27.5	0.0	27.3	50.0	0.0
現在、お子さんが受けている医療やリハビリのこと	20.7	35.0	7.8	28.6	54.5	0.0	0.0
医療費など経済的なこと	16.3	25.0	15.7	0.0	9.1	0.0	100.0
交通機関が使いにくいこと	13.0	5.0	17.6	0.0	18.2	0.0	0.0
現在、お子さんが受けている援助（介護）のこと	12.0	5.0	13.7	0.0	18.2	50.0	0.0
その他	7.6	15.0	3.9	0.0	9.1	50.0	0.0
無回答	1.1	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0



第3章 計画の基本方向

1 基本理念

障がい者施策は、障がいのある人もない人も、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

このような社会を実現するためには、障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、必要なサービスの提供や支援をするとともに、障がいのあるかたが自らの能力を最大限発揮し、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加することができるよう、障がいのあるかたの活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが重要です。

このことから、

誰もが互いを尊重し、支え合い、
地域で安心して暮らしながら、
生きがいを持って参加できる社会の実現

を本計画の基本理念とします。

2 基本方向（施策の方向）

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての障がいのあるかたが必要とする支援を受けて社会参加し、地域で安全・安心な生活を継続して送ることが必要です。

そのため、個々の障がい特性やその時々ニーズを的確に把握するとともに、本人を取り巻く家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源、支援サービスに適切につなぐことが重要になります。

そこで、日常生活を支える様々なサービスの提供など、障がいのあるかたが地域で主体的な生活を送ることができるための支援を行っていくとともに、障がいのあるかたが様々な活動に積極的に参加できる環境を整備し、地域で共に支え合って生活する仕組みづくりを推進していくため、次の4つの基本方向を定めます。



(1) 互いを尊重し支え合う社会の形成

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護を推進します。

(2) 障がい者の地域生活支援の充実

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保と、保健・医療の充実を図ります。

(3) 障がい者の自立した生活の確保

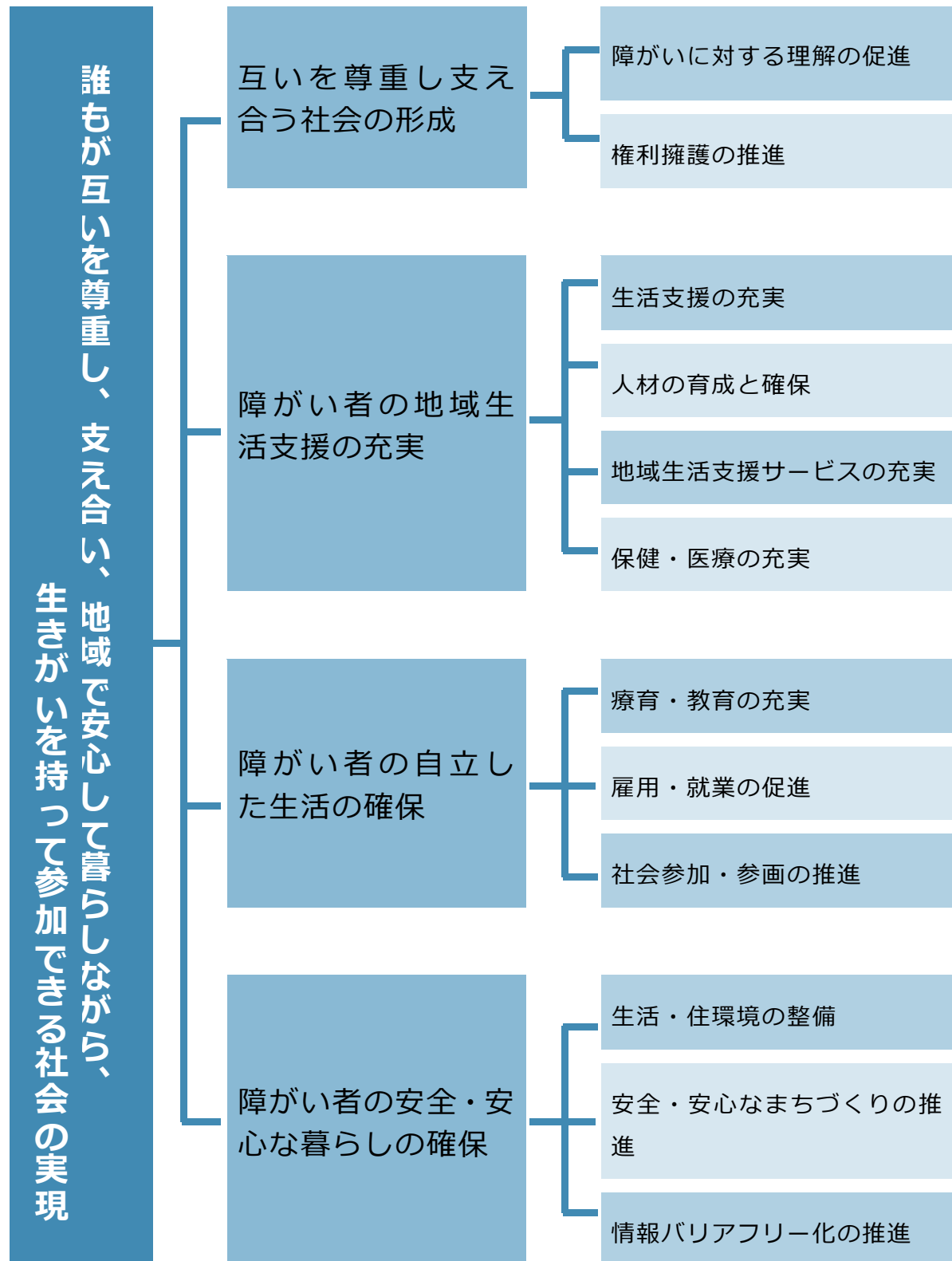
療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。

(4) 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の向上を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供を行います。

3 施策の体系図

前述の4つの基本方向に基づき施策の体系を設定し、各種施策を展開します。



第 2 部 各論

白 紙

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

現状と課題

- 障がいのあるかたは、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じていたり、外出時に人の目が気になるなどと感じていることから、障がいに対する市民の意識が十分深まっていない状況にあります。
- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体等に対し、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務化したほか、地方公共団体の職員が適切に対応するための要領の作成が努力義務として規定されています。
- 障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのあるかたが、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進するためには、障がいのないかたはもとより、障がいのあるかたも、様々な障がいとその特性についての理解を深めるとともに、障害者差別解消法についての理解を深める必要があります。
- 障がいのあるかたに対する虐待防止への意識の高まりがうかがえる一方、虐待に関する相談、通報等が年々増加しているという事実を踏まえ、虐待防止に対する意識啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応のため、より多くの関係者が連携して虐待を未然に防ぐ体制を強化する必要があります。

- 障がい者数の増加や障がいの重度化、障がいのあるかたとその家族の高齢化がこれからも進んでいくと考えられることから、成年後見制度^{※1}など判断能力が不十分なかたへの支援制度の普及啓発に努めるとともに、市民後見人^{※2}の育成を図る必要があります。

施策の方向

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図ります。

主な取組

1 障がいに対する理解の促進

(1) 障がいに対する理解に向けた啓発

- 障がいのあるかたや家族などの当事者のほか、福祉、医療、教育、就労支援等の関係機関の職員、民生委員、学識経験者により構成する青森市障害者自立支援協議会^{※3}を活用し、障がいのあるかたやその家族が抱える悩みや体験等について情報を共有するとともに、広く市民にその情報を提供することにより、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
- 障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせたパネル展の開催、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション^{※4}理念の普及啓発に努めます。

※1 **成年後見制度**：認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

※2 **市民後見人**：弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

※3 **青森市障害者自立支援協議会**：障がいのある方等への支援体制の整備を図るため、障がいのある方が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場

※4 **ノーマライゼーション**：障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活を送られるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと。

- 障がい者団体等との意見交換会などを通じて、障がい者の権利について理解を深めるとともに、青森市健康福祉審議会障がい者専門分科会に、臨時委員として当事者、その家族や支援者のほか、障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士等を加え、障がい者の権利に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのあるかたからの相談を受ける体制の整備、市民や市内の事業者に向けた法律の趣旨・内容についての広報・啓発事業、地域全体として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を協議する場である障害者差別解消支援地域協議会の設置等、様々な取組を推進します。
- 市職員が、障がいを理由とした差別を行わないよう適切に対応するため、差別的取扱いの具体例や行為、合理的配慮の事例を示した「職員対応要領」を作成します。

2 権利擁護の推進

(1) 虐待防止体制の強化

- 虐待は人権を著しく侵害し、個人の尊厳を害する、あってはならない行為であることから、障害福祉サービス事業所に対する実地指導など、虐待の未然防止に向けた取組を推進するほか、青森市障がい者虐待防止センター[※]において、相談支援事業所など関係機関との連携・協力により、速やかに対応できる体制を確保します。

※ 青森市障がい者虐待防止センター：障がいのあるかたへの虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのあるかたの保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

(2) 成年後見制度の利用促進と体制の整備

- 関係団体と連携・協力しながら、成年後見制度の利用を促進します。また、市民後見人を育成するほか、法人後見[※]に取り組む団体の育成や成年後見センターの設置等も含めた、市民後見人の活動支援に向けた体制の整備について検討します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
ノーマライゼーションに対する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思う市民の割合（市民意識調査）	8.5% （平成27年度）	10.2%
市長申立て件数 成年後見人制度の利用に係る市長申立てを行った件数	5人 （平成26年度）	12人



※ **法人後見**：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。

第2章 障がい者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 本市の障がい者手帳交付者数が増加傾向にある中で、障がいのあるかたの高齢化、障がいの重度化、難病患者の方々が障害福祉サービス等の対象となったことなどによる障がいのあるかた等のニーズの多様化に対応するため相談支援体制を強化する必要があります。
- 精神障がいのあるかたの地域生活への移行・定着を進めるため、退所・退院後も地域社会の一員として共に安心して生活していくことができるよう、地域の理解や保健・医療・福祉と連携を図りサービスを提供する必要があります。
- 聴覚障がいのあるかたや中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかたなどと地域の福祉関係者などとは、お互いにコミュニケーションをとりたいと望んでいることから、意志疎通支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者などの人員を確保する必要があります。
- 本計画のために実施したアンケートでは、障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについては、「経済的負担の軽減」が3割程度で最も高く、次いで「相談支援体制」が2割程度となっています。
- 障害福祉サービスの利用に当たっては、サービス等利用計画の作成が必須となったことから、相談支援事業所によっては相談支援専門員[※]の負担が増えています。

※ **相談支援専門員**：相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

- 本計画のために実施したアンケートでは、日常生活について「自宅で暮らしたい」と答えたかたの割合が6割程度と最も高いこと最も高いこと、また、障がいのあるかたの高齢化や障がいの重度化などの現状から、冬期における屋根の雪下ろしや間口の除雪など障害のあるかたが困っているときに必要な手助けをしてくれる身近な支援者が必要となっています。
- 障がいのあるかたは、食事や入浴、排泄、着替え、外出、情報の取得など、日常生活上の様々な支援を必要としており、これまで、障がいの特性に応じた各種サービスを提供してきましたが、障がい者手帳交付者数の増加、障がいのあるかたの高齢化、障がいの重度化などの現状から、今後もサービスの需要は益々高くなっていくものと見込まれます。
- 障がいのあるかたの地域生活支援をさらに推進していくため、サービス提供事業者等と連携しながら、地域における居住支援のための機能を集約した地域生活支援拠点[※]等の整備について検討する必要があります。
- 心身ともに健康で将来にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障害の原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障害の早期発見の推進を図る必要があります。
- 難病患者やその家族の療養上の不安の軽減を図るため、日常生活支援が求められています。

※ **地域生活支援拠点**：地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化するため、各地域内で、これらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

施策の方向

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保と、保健・医療の充実を図ります。

主な取組

1 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

- 相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成する青森市障害者自立支援協議会において、障がいのあるかた等の意見をもとに地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 精神科病院へ入院しているかたの地域への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所その他の関係機関と連携を強化し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活の支援に努めます。

(2) 日常生活における意思疎通支援

- 聴覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどの意思疎通に支援が必要なかたに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など障がいの特性に応じた意思疎通支援に努めます。

(3) 各種手当の支給等による経済的支援

- 心身障がいのあるかたや難病患者への福祉手当の支給のほか、重度の障がいのあるかた等に対する各種手当の支給や医療費の助成を行います。

2

人材の育成と確保

(1) 意思疎通支援のための人材養成の推進

- 聴覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、視覚障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどで意思疎通の支援が必要なかたのため、手話通訳者や要約筆記者など意思疎通を行う者の養成に努めるほか、障がいのある方への適切な応対方法等の周知に努めます。

(2) 相談支援専門員の確保

- サービス等利用計画の対象者が増えていることを踏まえ、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できるように研修会等を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、相談支援の提供体制の量的拡大を図るため相談支援専門員の確保に努めます。

(3) 福祉・介護職員の確保

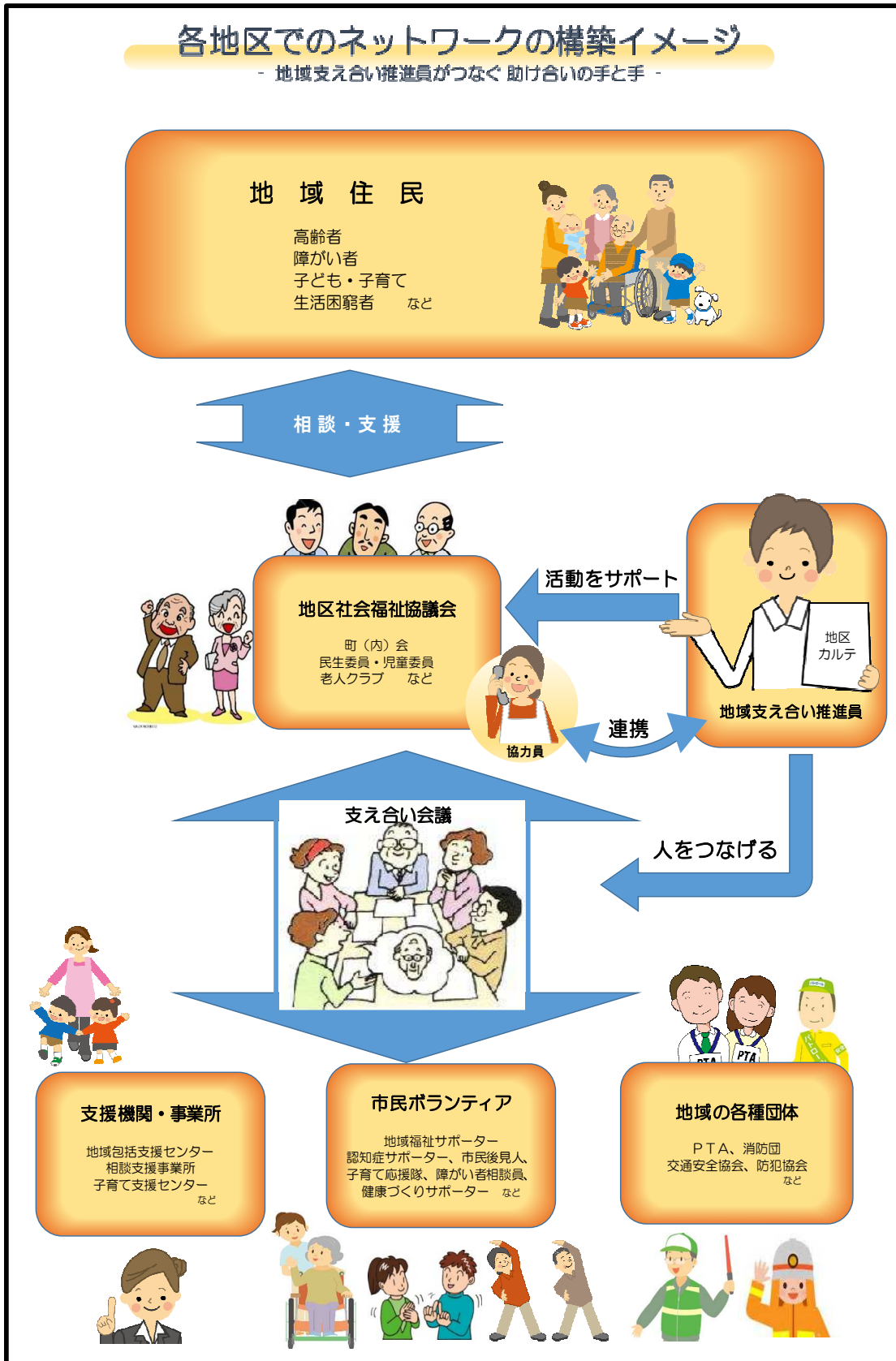
- 事業主が行う福祉・介護職員の資質向上や社会的・経済的な評価を高めようとする取組を促進するため、国・県・関係機関等と連携図るとともに、福祉・介護職員の確保に努めます。

(4) 地域福祉サポーター制度の創設

- 地域住民が自分の得意分野や活動可能な分野で、地域福祉を支えるサポーターとなり活動を行う「地域福祉サポーター制度」を創設し、見守り、ゴミ出し、買い物支援など、障がいのあるかたなどの地域での生活を支援します。

各地区でのネットワークの構築イメージ

- 地域支え合い推進員がつなく 助け合いの手と手 -



※出典：青森市地域福祉計画

3 地域生活支援サービスの充実

(1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供

- 障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所など地域での生活を支援するサービスの提供を図ります。

(2) 地域における居住支援機能の集約

- 障がいのあるかたの地域での生活を包括的に支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）などを集約した地域生活支援拠点の整備を進めます。



4 保健・医療の充実

(1) 保健・医療・福祉の連携

- 各種健診・検診における受診勧奨や、個別健診・検診や集団健診・検診などの実施により、障がいのあるかたにとって受診しやすい環境づくりを推進します。
- 乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見に努めます。

- 医師・看護師・理学療法士・保健師等による医療相談や訪問相談により、難病患者やその家族の不安の解消を図るほか、入浴介護、家事等の援助、日常生活用具の給付などにより、難病患者の日常生活の支援を行います。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
障がい者福祉に関する相談者数 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健相談事業における相談者実人数	1,551人 (平成26年度)	1,921人
地域福祉サポーター登録者数 地域福祉サポーター登録制度に登録した者の数	—	2,166人
障がい者福祉に関する満足度 障がいのある方が自立した生活を送るための福祉サービスが利用しやすいと思う市民の割合（市民意識調査）	6.0% (平成27年度)	7.0%
産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合	83.2% (平成26年度)	90.0%



第3章 障がい者の自立した生活の確保

現状と課題

- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健・福祉・教育等の関係機関と連携をさらに強化する必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親は、子どもの就学について、相談先や準備する書類等の情報を必要としています。
- 障がいのある子どもへの支援は、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労支援等が途切れずにつながっていくことが必要ですが、現在は、乳幼児から就学前、学齢期、成人期（大人）まで、それぞれのライフステージごとに相談や支援を行う機関が変わり、一貫した支援が受けられない状況にあります。
- 障がいのある子どもとその家族は、教育や学校生活について、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解の充実を望んでいます。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのある子どもは、年々増加傾向にあります。
- 法令改正による法定雇用率の引き上げや精神障がいのあるかたが雇用義務対象者に加えられたことを踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な訓練や相談など、障がいのあるかた本人の状況に配慮した就労支援に努めるほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図り、障がいのあるかたの雇用の拡大を図る必要があります。

- 障がいのあるかたは、収入の少なさに対する悩みや不安があり、特に知的障がいや精神障がいのあるかたは、働く意欲があるのに受け入れていくれる職場が少ないと感じています。
- 一般就労が困難なかたにとって福祉的就労の場は、自立した生活や社会参加、本人の生きがいくりとなることから、非常に重要な場となっています。
- 障がいのあるかたは、様々な機会を通じて社会参加を行っていますが、スポーツ活動や演劇・音楽・美術の鑑賞などの文化・芸術活動への参加機会は比較的少ない状況にあります。
- 障がいのあるかたは、普段の生活で「外出時」に多くの介助を必要としているほか、社会参加に不可欠である移動が困難な状況にあります。
- 身体障がいのある子どもの親は、通園・通学における移動支援の充実を望んでいます。

施策の方向

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。



主な取組

1 療育・医療の充実

(1) 療育・教育・相談支援体制の充実

- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、青森市子ども支援センター^{※1}や保育所、青森市教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、青森県中央児童相談所や青森県発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- 障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

(2) 切れ目のない支援の推進

- 障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がい^{※2}や情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供に努めます。
- 障がいのある子どもについて、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

※1 青森市子ども支援センター：本市の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成17年5月に青森市総合福祉センター内に設置した基幹型地域子育て支援センターのこと。子ども自身からの悩みや子育てに関する悩みの相談等を受けるほか、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育てに対する支援を行っている。

※2 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

(3) 障がいの状態やニーズに応じた教育の推進

- 教育上特別な支援を必要とする子どものため、特別支援学級と通級指導教室の設置や、特別支援教育支援員[※]による学習活動上の支援のほか、平成24年度から強化した就学指導委員会などの就学指導体制を継続するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- 言語障がい、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）など特別な支援を必要とする子どものため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当職員を対象とした研修講座を開催するほか、障がいの程度に応じた工夫ある指導実践例を冊子「特別な教育的支援を必要とする全ての子どもたちを理解するために」にまとめ、すべての小・中学校に配付し、それぞれの障がいの状態に配慮した指導、支援に努めます。

(4) 障がい児の日中活動支援

- 障がいのある子どもが、早い段階から発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの障害児通所支援の利用を促進するとともに、その提供体制の確保に努めます。また、障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、「日中一時支援」として障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。
- 集団行動が可能な障がいのある子どもについては、認定子ども園、幼稚園、保育所、放課後児童会で受け入れ、個々の状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受け入れ基盤づくりを推進します。

※ 特別支援教育支援員：教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な学校生活での介助や学習活動の支援を行う者のこと。

2 雇用・就業の促進

(1) 雇用の拡大と就労支援

- 障がいのあるかたの一般就労を促進するため、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの関係機関との情報共有、意見交換を行う機会を増やすほか、関係機関と連携しながら事業主に対して障がいのあるかたの雇用について働きかけを行います。また、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、障がいのあるかたの雇用に関する情報提供や相談・支援制度等について周知に努めます。
- 市役所における職員採用のほか、市が行う物品等の調達において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ積極的に障がいのあるかたを雇用している企業から優先して調達を行うなど、障がいのあるかたの雇用の拡大を図ります。
- 障がいのあるかたのニーズを把握し、特性に応じた就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談等により一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、一般就労が困難なかたについては、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。
- 障害者就労施設等で働くかたの工賃を増やすため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、各施設において提供可能な物品等のリストを市ホームページで公表するなど、障害者就労施設等の受注機会の増大に努めます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行支援

- 福祉施設の利用者のうち、一般就労を希望するかたについては、そのかたの相談支援専門員と情報を共有しながら、就労移行支援事業の利用を検討するほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を密にし、一般就労へ円滑に移行できるよう支援します。

3 社会参加・参画の促進

(1) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

- 各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。また、障がい者スポーツの競技力向上を図るため、青森県障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会への参加を促進します。
- 障がいのあるかたが自分の個性や才能をいかしながら作品を創作する機会や、また、その作品を展示する機会を設けるなど、文化・芸術活動の促進を図ります。

(2) 交流機会の充実

- 障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントの開催促進など様々な支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図り、障がいのあるかたの積極的な社会参加と相互理解の促進を図ります。
- 障がいのあるかたが相互に親睦を深め、対話・娯楽・読書など交流の場として気軽に利用できる公共施設（青森市ふれあいの館）の適正な運営管理を行い、交流機会の充実を図ります。

- 障がいのあるかたが地域でのつながりや社会参加の楽しみを享受できるよう、地域福祉の担い手である地域福祉サポーターを活用し、地域福祉活動への参加を促進します。
- 障がいのあるかたが生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、自らの能力を生かして活動・活躍できる場や、誰でもいつでも交流できる場として「(仮称)障がい者活動・交流ルーム」を開設します。

(3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

- 視覚障がいのあるかたや車いすを使用している身体障がいのあるかたなどに対し、ヘルパーの派遣や車いすのまま自動車で移動できる手段の提供、バス料金の無料化など、外出時の移動を支援します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
子育て支援に対する満足度 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	9.5% (平成27年度)	12.0%
民間企業における障がい者の雇用率 常用従業員規模50人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障がい者の割合	1.86% (平成27年度)	2.0%
障がい者のスポーツ施設利用者数 本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数	—	***

第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

現状と課題

- 障がいのあるかたは、建物の階段や段差、道路の段差が多い、障がい者用のトイレや駐車場が不備、電車等の乗降が困難、建物にエレベータ等がないなど、物理的な障壁（バリア）により、日常生活や社会参加において不便を感じています。
- 障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加するためには、安全・安心に移動でき、施設を利用できるよう、道路交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 障がいのあるかたは、災害時において、情報入手、避難行動、避難所生活などで、障がいの特性から様々な困難さがあるため、大きな不安を抱えています。
- 災害時において、要援護者に対する安否確認や避難誘導等を行うためには、関係団体や地域住民、行政と連携を図りながら、避難支援体制の整備を図る必要があるほか、障がいの特性から一次避難所（一般の収容避難所）での生活が困難なかたが、安心して避難生活を送れるようにするため、二次的避難所として開設する「福祉避難所[※]」を確保する必要があります。
- 知的障がいや精神障がいのあるかたは、障がいの特性から一般的な消費者被害に関する情報を得にくいため、犯罪や消費者トラブルなどに巻き込まれるケースが懸念されています。

※ **福祉避難所**：大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。

- 障がいのあるかたが、犯罪や消費者被害に巻き込まれることなく、安全・安心に暮らすことができるよう、関係団体や行政が連携し、防犯対策や消費生活の安全確保を図る必要があります。
- 障がいのあるかたが、住み慣れた地域において、安心して自分らしい生活を送るため、地域における包括的な支援が必要とされています。
- 障がいのあるかたが住み慣れた地域で地域の人とともに生きていくため、障がいのあるかたも含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。
- 障がいのあるかたが、自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるように、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保する必要があります。
- 近年の情報通信技術の進展により様々な情報が入手しやすくなるなどの社会環境の変化があるなか、障がいのあるかたの情報の利用におけるバリアフリー化（アクセシビリティ）が求められています。
- 障がいのあるかたが自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉等に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのあるかたの情報の受け取りやすさに配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

施策の方向

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進を図ります。また、障がいの特性に配慮した情報の提供及び情報バリアフリー化の推進を図ります。

主な取組

1 生活・住環境の整備

(1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進

- 道路段差等の危険箇所の把握に努めるとともに、段差が確認された場合は随時その解消に努めるなど、道路段差解消や点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を推進します。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成18年12月施行)」や「青森県福祉のまちづくり条例(平成11年4月施行)」、「青森市所有施設バリアフリー整備方針」(平成15年2月策定)に基づき、建物へのエレベータやスロープ、障がい者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を推進します。
- 「青森市住生活基本計画」(平成21年2月策定)に基づき、市営住宅の性能の維持・向上にあたっては、エレベータ・手摺の設置や床段差の解消などのバリアフリー化により、様々な身体状況等に応じた住宅の供給に努めます。

2 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災・防犯対策の推進

- 青森市避難行動要支援者避難支援全体計画」(平成21年12月策定、平成26年6月改訂)に基づき、避難支援者や町(内)会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域の避難支援等関係者や消防・管轄警察署など関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図ります。

- 地域における障がいのあるかたの実態を把握し、障がいの特性に配慮した周知を行うなど、地域の防災訓練への障がいのあるかたの参加促進を図るための取組を進めます。
- 防災に関する出前講座を実施するほか、障がいの特性に配慮した情報伝達手段により、障がいのあるかたの防災意識の向上を図ります。
- 災害時に備え、収容避難所や福祉避難所の開設に当たって、障がいのあるかたなど避難所生活において何らかの特別な配慮を要するかたに適切な対応ができるよう、運営体制の整備を図るほか、社会福祉法人等の施設設置者と連携協力しながら福祉避難所の確保に努めます。
- 自力での避難が困難な障がいのあるかたに対する避難支援体制の構築を進めるとともに、避難後には安心して避難所での生活を送ることができるよう、福祉避難所マニュアルを活用し、避難所生活における障がいのあるかたに配慮すべき事項の周知を図るほか、情報伝達手段の整備や災害時の備蓄の確保を行うなど、障がいのあるかたに配慮した福祉避難所の整備に向けた取組を進めます。
- 障がいのあるかたなど手助けを必要とする人が、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けを得やすいよう、普段から身に付けておけるヘルプカードを作成し、その周知に努めます。



- 防犯関係団体や警察等との連携のもと、障がいのあるかたやその家族が犯罪に巻き込まれないよう、防犯等に係る普及啓発活動、犯罪被害防止活動などの各種防犯事業への支援により、地域の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進します。
- 関係機関などとの連携を図りながら、青森市民消費生活センターにおいて消費生活相談等を行うほか、消費生活出前講座や広報紙等の各種啓発活動により、分かりやすい情報提供を進めます。

(2) 地域で支え合う体制の充実

- 障がいのあるかたなど地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークの構築を進めます。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療・福祉の事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。

3 情報バリアフリー化の推進

(1) 障がいの特性に配慮した情報の提供

- 「広報あおもり」・「あおもり市議会だより」の点字版・音声版や「福祉ガイドブック」の音声版の配付、また、市ホームページでは、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組むほか、テレビ広報番組では、字幕を付けて放送するなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。
- 障がいのあるかたへの福祉等に関する必要な情報提供において、障がいのあるかたの情報の受け取りやすさに配慮した情報提供の手段として情報通信技術の活用を検討するなど、障がいの特性に配慮した行政情報の提供に努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
道路環境に関する満足度 安全で快適に移動できる道路が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	14.5% （平成27年度）	15.5%
避難行動要支援者における障がい者の同意割合 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の対象となる障がい者のうち非難支援等関係者への情報提供に同意した人数の割合	13.6% （平成26年度）	17.5%



資料編

白 紙

1 目標とする指標一覧

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

指標とその説明	基準値	目標値
ノーマライゼーションに対する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思う市民の割合（市民意識調査）	8.5% （平成 27 年度）	10.2%
市長申立て件数 成年後見人制度の利用に係る市長申立てを行った件数	5 人 （平成 26 年度）	12 人

第2章 障がい者の地域生活支援の充実

指標とその説明	基準値	目標値
障がい者福祉に関する相談者数 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健相談事業における相談者実人数	1,551 人 （平成 26 年度）	1,921 人
地域福祉サポーター登録者数 地域福祉サポーター登録制度に登録した者の数	-	2,166 人
障がい者福祉に関する満足度 障がいのある方が自立した生活を送るための福祉サービスが利用しやすいと思う市民の割合（市民意識調査）	6.0% （平成 27 年度）	7.0%
産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合	83.2% （平成 26 年度）	90.0%

第3章 障がい者の自立した生活の確保

指標とその説明	基準値	目標値
子育て支援に対する満足度 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	9.5% （平成 27 年度）	12.0%
民間企業における障がい者の雇用率 常用従業員規模 50 人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障がい者の割合	1.86% （平成 27 年度）	2.0%
障がい者のスポーツ施設利用者数 本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数	—	***

第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保

指標とその説明	基準値	目標値
道路環境に関する満足度 安全で快適に移動できる道路が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	14.5% （平成 27 年度）	15.5%
避難行動要支援者における障がい者の同意割合 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の対象となる障がい者のうち非難支援等関係者への情報提供に同意した人数の割合	13.6% （平成 26 年度）	17.5%

2

策定経過

年月日	事項
平成 27 年 5 月 20 日	民生環境常任委員会へ計画策定について報告
平成 27 年 5 月 21 日	平成 27 年度第 1 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年度第 2 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
平成 27 年 8 月 17 日～ 8 月 31 日	アンケート調査実施
平成 27 年 8 月 31 日～ 9 月 4 日	障がい者団体との意見交換会
平成 27 年 11 月 4 日	平成 27 年度第 3 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
平成 27 年 12 月 13 日	平成 27 年度第 4 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
平成 27 年 12 月 22 日	庁議にて計画（素案）決定
平成 27 年 12 月 22 日	民生環境常任委員会へ計画（素案）報告
平成 28 年 1 月 4 日～ 2 月 3 日	わたしの意見提案制度（パブリックコメント）実施
平成 28 年 1 月 28 日	浪岡自治区地域協議会へ計画（素案）配布・意見募集
平成 28 年 2 月 18 日	平成 27 年度第 5 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催
平成 28 年 3 月 24 日	庁議にて計画決定

3

策定体制

(1) 青森市健康福祉審議会条例

平成十八年六月二十八日

条例第四十三号

改正 平成二六年九月条例第三五号

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

(平成二六条例三五・一部改正)

(組織)

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

(平成二六条例三五・追加)

(任期等)

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(平成二六条例三五・旧第四条線下)

(委員長の職務の代理)

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第五条線下)

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(平成二六条例三五・旧第六条線下)

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(平成二六条例三五・旧第七条線下)

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平成二六条例三五・旧第八条線下)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成二六条例三五・旧第九条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二六年九月条例第三五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議（幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(2) 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日

規則第八十号

改正 平成二六年三月規則第九号

平成二七年三月規則第一一号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成二七規則一一・一部改正)

(専門分科会)

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項

三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項

四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項

五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

(平成二六規則九・一部改正)

(専門分科会の会議等)

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあつては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(平成二七規則一一・一部改正)

(部会)

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項

三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。

3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（平成二六規則九・一部改正）

（部会の会議等）

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（平成二七規則一一・一部改正）

（庶務）

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月規則第九号）

（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月規則第一一号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 委員名簿

(50音順)

氏名	所属団体等	委嘱期間
石田 賢哉	青森市障害者自立支援協議会 会長 学校法人青森県立保健大学 講師	H27.5.15 から H28.3.31 まで
蛭名 篤	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 理事	H27.10.20 から
鎌田 慶弘	アップルワーク（青森地区障害者就労支援連絡会） 会長	H27.10.19 まで
河合 敏雄	特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 副会長	H27.10.19 まで
木村 由紀子	青森市ろうあ協会 会長	H27.5.15 から H28.3.31 まで
桐原 郁子	青森市精神保健家族会 会計	H27.10.20 から
今 栄利子	公益社団法人青森県社会福祉士会 理事	H27.10.20 から
佐々木 秀勝	青森市視覚障害者の会 副会長	H27.5.15 から H28.3.31 まで
砂田 悦子	青森市自閉症児・者を持つ親の会 会長	H27.5.15 から H28.3.31 まで
高橋 紀男	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター 所長	H27.10.20 から
田中 文明	元東青地区特別支援連携協議会 事務局長 元青森県立青森第一高等養護学校 校長	H27.10.19 まで
谷川 幸子	青森県重症心身障害児（者）を守る会 会長	H27.5.15 から H28.3.31 まで
千葉 金作	青森市精神保健家族会 会長	H27.10.19 まで
成田 祥耕	社団法人青森市医師会 会長	H27.10.19 まで
西村 綾子	指定相談支援事業所 青森中央 主任相談支援専門員	H27.5.15 から H28.3.31 まで
畑井 英成	青森県特別支援学校校長会 会員 青森県立青森第一高等養護学校 校長	H27.10.20 から
船木 昭夫	青森大学社会学部 教授	
前田 保	青森市身体障害者福祉会 名誉会長	
町田 徳子	青森県発達障害者支援センター ステップ 副所長	H27.10.20 から

4

用語解説

あ

【青森市子ども支援センター】

本市の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成17年5月に青森市総合福祉センター内に設置した基幹型地域子育て支援センターのこと。子ども自身からの悩みや子育てに関する悩みの相談等を受けるほか、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育てに対する支援を行っている。

【青森市障がい者虐待防止センター】

障がいのあるかたへの虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのあるかたの保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

【青森市障害者自立支援協議会】

障がいのある方等への支援体制の整備を図るため、障がいのある方が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して話し合う場

さ

【サービス等利用計画】

障害のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する方について、指定特定相談支援事業者が作成する利用計画のこと。障害のある子どもについても、同様に利用計画を作成する。

し

【自閉症】

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

【市民後見人】

弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の市民を含めた後見人のこと。

【障害児通所支援】

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のこと。都道府県と市町村が実施していた障害のある子どもへの通所サービスについて、平成24年4月から、「障害児通所支援」に一元化され、市町村が実施主体となった。

【障害者就業・生活支援センター】

障がいのある方の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設

【障害福祉サービス】

居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護（平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム 平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム）のこと。平成25年4月から、新たに難病等の方が障害福祉サービスを利用できるようになった。

【情緒障がい】

情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

せ

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

そ

【相談支援専門員】

相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

ち

【地域生活支援拠点】

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化するため、各地域内で、それら

の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

と

【特別支援学級】

学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる
とされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・
生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

【特別支援学校】

学校教育法に基づき、比較的重度の障害のある幼児・児童・生徒を対象に一人ひと
りの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校のこと。

【特別支援教育支援員】

教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な学校生活での介助や学
習活動の支援を行う者のこと。

な

【難病】

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のこと。障害者総合支援法では、制度の谷
間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉
サービス等の対象としている。平成 27 年 7 月 1 日から障害者総合支援法の対象と
なる疾病が 332 種類に拡大されている。

の

【ノーマライゼーション】

障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られ
るような条件を整え、共に生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え

方のこと。

は

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ふ

【福祉避難所】

大規模災害において、一般の避難所では生活に支障をきたす災害時要援護者のための避難所のこと。避難生活が長引くことが想定される場合において、市が必要に応じて開設する。

ほ

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。